

治安の回顧と展望

(平成30年版)

警察庁警備局

目次

第1章 治安を取り巻く諸情勢	1
第1 国際関係	1
1 北朝鮮をめぐる情勢	1
(1) 金正恩朝鮮労働党委員長による「新年の辞」	1
(2) 朝鮮人民軍創建70周年慶祝閲兵式	2
(3) 第3回南北首脳会談	2
(4) 米朝首脳会談	4
(5) 第5回南北首脳会談	8
(6) 対北朝鮮制裁をめぐる関係国の動向	8
2 日韓関係をめぐる動向	9
(1) 慰安婦問題に関する日韓合意をめぐる動向	9
(2) 旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐる動向	11
3 中国をめぐる情勢	12
(1) 習近平指導部の動向	12
(2) 人民解放軍の動向	14
(3) 台湾・香港情勢	15
4 ロシアをめぐる情勢	17
(1) プーチン政権の動向	17
(2) 米国への対応	17
(3) シリアへの対応	18
(4) ウクライナへの対応	19
5 米国中間選挙	20
6 米中間の貿易をめぐる動向	21
(1) 米中の追加関税措置をめぐる動向	21
(2) 「中興通説 (Z T E)」、「華為技術 (ファーウェイ)」に対する 制裁等をめぐる動向	21
7 イラン核開発問題をめぐる動向	22
(1) 米国によるイラン核開発問題をめぐる合意からの離脱 及びそれに伴う制裁再開	22

(2) イラン核開発問題をめぐる合意の維持に向けた関係各国の動向	22
8 エボラ出血熱の発生状況	23
第2 国内関係	24
1 第4次安倍改造内閣発足	24
2 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位をめぐりる動向	24
3 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐりる動向	25
(1) 工事の進捗状況等	25
(2) 関係自治体における首長選挙	26
(3) 県民投票に向けた動き	27
4 原子力発電所の再稼働をめぐりる動向	27
(1) 原子力発電所の再稼働状況	27
(2) 新潟県知事選挙	28
5 新たな外国人材の受入れ	29
6 自然災害・気象に関する情勢	30
7 経済・雇用情勢	30
第2章 治安情勢	32
第1 公安情勢	32
1 右翼及び右派系市民グループ	32
(1) 右翼の抗議・糾弾活動	32
(2) 右翼の違法行為の取締り	34
(3) 右派系市民グループをめぐりる動向	34
2 極左暴力集団	35
(1) 革マル派	35
(2) 中核派	36
(3) 革労協	38
(4) 成田空港をめぐりる情勢	39
(5) 極左暴力集団対策の推進	39
3 オウム真理教	40
(1) 教団の状況	40

(2) オウム真理教対策の推進	42
4 日本共産党	43
(1) 党勢拡大に向けた取組	43
(2) 参議院議員通常選挙に向けた動向	43
(3) 全国労働組合総連合の動向	44
5 大衆運動	45
(1) 沖縄県内における反基地運動	45
(2) 原子力政策をめぐる反対運動	45
(3) 憲法改正等をめぐる反対運動	46
(4) 反グローバリズム運動	46
(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動	47
第2 外事情勢	49
1 北朝鮮	49
(1) 朝鮮総聯	49
(2) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙	50
(3) 北朝鮮からの木造船漂着事案	51
2 北朝鮮による拉致容疑事案	51
(1) 北朝鮮による拉致容疑事案等をめぐる動き	51
(2) 今後の取組	52
3 中国	53
(1) 日中関係	53
(2) 中国による対日諸工作等	55
4 ロシア	56
(1) 日露関係	56
(2) ロシアによる対日諸工作等	58
5 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策	59
(1) 国際的な取組	59
(2) 違法行為の取締り	59
6 不法滞在者対策	60
(1) 外国人入国者の動向	60
(2) 外国人の在留をめぐる問題と対策	60

第3 国際テロ情勢	62
1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威	62
2 日本赤軍及び「よど号」グループ	64
(1) 日本赤軍	64
(2) 「よど号」グループ	65
3 国際テロ対策	65
(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等	66
(2) 水際対策の強化	67
(3) 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策	67
(4) 新幹線における安全対策	68
(5) 重要施設の警戒	69
(6) N B Cテロ対策	69
(7) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化	70
(8) スカイ・マーシャルの運用	70
(9) 防衛省・自衛隊との連携	70
(10) 武力攻撃事態等への対処	71
(11) 国際協力の推進	71
第4 サイバー空間における警備情勢	73
1 サイバー攻撃に関する情勢	73
(1) サイバーテロ	73
(2) サイバーインテリジェンス	73
(3) 国内におけるサイバー攻撃の発生状況	74
(4) 国外におけるサイバー攻撃の発生状況	75
2 サイバー攻撃対策	77
(1) 体制	77
(2) サイバー攻撃の実態解明	78
(3) 官民連携の推進	78
(4) 東京大会等に向けたサイバー攻撃対策の推進	79

第3章 警備実施	80
第1 G20大阪サミット、東京大会等をめぐる警備対策	80
1 政府における枠組み	80
(1) G20大阪サミット等	80
(2) 東京大会	81
2 警察の取組	81
(1) G20大阪サミット等	81
(2) 東京大会	82
第2 警衛・警護	84
1 警衛	84
2 警護	84
(1) 外国要人	84
(2) 国内要人	85
第3 自然災害等への対応	86
1 東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え	86
2 地震による被害	86
(1) 地震の概要	86
(2) 警察措置	87
3 大雨による被害	87
(1) 平成30年7月豪雨の概要	87
(2) 警察措置	88
4 台風による被害	88
(1) 台風の概要	88
(2) 警察措置	89
5 噴火による被害	89
(1) 草津白根山における噴火の概要	89
(2) 警察措置	89
6 各種感染症への対策	89
(1) 新型インフルエンザ等への対応	89
(2) その他国際的に脅威となる感染症への対応	90

資料

1	右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び右翼関係事件の検挙状況 …	(1)
2	平成30年中における右翼等による主な事件の検挙状況 ……………	(2)
3	極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び極左事件の検挙状況 …	(4)
4	オウム真理教の拠点施設等 ……………	(5)
5	北朝鮮関係諜報事件一覧表 ……………	(6)
6	北朝鮮による拉致容疑事案 ……………	(8)
7	対北朝鮮措置に係る事件一覧表 ……………	(9)
8	大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件一覧表 ……………	(13)
9	来日外国人入管法違反の検挙人員の推移 ……………	(16)
10	国際テロ事件発生状況 ……………	(17)
11	平成30年における主な行幸啓、行啓一覧表 ……………	(20)
12	自然災害による被害状況 ……………	(21)
13	平成元年以降の主な自然災害による被害 ……………	(22)
14	平成30年における警備関係事件主要判決 ……………	(23)
15	主要事件・災害等発生日・記念日一覧表 ……………	(25)

平成30年年表

※ 掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、平成30年11月30日現在の
ものである。

第1章 治安を取り巻く諸情勢

第1 国際関係

1 北朝鮮をめぐる情勢

(1) 金正恩朝鮮労働党委員長による「新年の辞」

ア 「国家核武力完成」を成果として誇示し米国をけん制

北朝鮮の^{キムジョンウン}金正恩朝鮮労働党委員長（以下「金正恩党委員長」という。）は、2018年1月1日、「新年の辞」を発表した。

金正恩党委員長は、2017年を「自力自強の動力で社会主義強国建設の歴史に不滅の里程標を打ち立てた英雄的闘争と偉大な勝利の年」と総括した。その上で、金正恩党委員長は、特に「国家核武力完成という歴史的偉業を成就したこと」を「突出した成果」として誇示し、「いかなる力によっても、何をもってしても立ち戻らせることのできない強力で頼もしい戦争抑止力を保有することとなった」と宣言した。

さらに、金正恩党委員長は、「米国本土全域が我が方の核打撃の射程圏内にあり、核のボタンが私の事務室の机の上に常に置かれていること—これは決して威嚇ではなく現実だということをはっきりと理解すべき」などと述べ、米国をけん制した。

イ 韓国に対する緊張緩和の呼び掛け

また、金正恩党委員長は、2018年が北朝鮮の建国70周年に当たることや、韓国で^{ピョンチヤン}平昌冬季オリンピック競技大会が開催されることを挙げ、「米国がいかに核を振りかざして戦争挑発策動に狂奔しても、今や我が方に強力な戦争抑止力がある限りどうすることもできず、北と南が決心さえすれば十分に朝鮮半島で戦争を防いで緊張を緩和していくことができる」などと述べ、南北が協力して緊張緩和を進めるべきであるとの考えを示すとともに、平昌冬季オリンピック競技大会に代表団を派遣する用意があることを明らかにした。

韓国の^{ムンジェイン}文在寅大統領は、これを歓迎し、同年1月9日には、板門店において南北高官会談が行われ、①平昌冬季オリンピック競技大会への北

朝鮮の参加、②軍事的緊張状態の解消に向けた軍事当局者会談の開催、③関係改善のための南北高位級会談の開催を盛り込んだ「共同報道文」が採択された。

(2) 朝鮮人民軍創建70周年慶祝閱兵式

北朝鮮は、平昌冬季オリンピック競技大会開幕の前日である2018年2月8日、朝鮮人民軍創建70周年慶祝閱兵式を開催した。朝鮮人民軍創建記念日（建軍節）は、1978年、故・金正日キムジョンイル総書記によって、故・金日成キムイルソン国家主席が抗日闘争の中で反日人民遊撃隊を創設したとされる4月25日に変更されたが、2018年1月22日付けの朝鮮労働党中央委員会政治局決定書により、再び2月8日に変更されていた。そのため、朝鮮人民軍が朝鮮労働党の軍として正規軍化された1948年2月8日を記念日として祝うのは、40年ぶりのことであった。2017年の後半には、北朝鮮の政治的スローガンに含まれる「先軍朝鮮」という言葉を「主体朝鮮」に置き換える動きがみられており、金正恩政権で進められている金正日時代の軍事優先の体制からの脱却を示す動きの一つとして注目されている。一連の動きには、金正恩党委員長が権力を承継して以来取り組んできた軍に対する統制を確立する狙いがあるものとみられる。

閱兵式には、「火星15」型等の複数の弾道ミサイルが登場した。金正恩党委員長は、演説で核・ミサイルには直接言及しなかったものの、「米国の対朝鮮敵視政策が続く限り、祖国と人民を保衛して平和を守護する強力な宝剣としての人民軍隊の使命は絶対に変わりようがない」などと述べ、改めて米国をけん制した。

(3) 第3回南北首脳会談

ア 平昌冬季オリンピック競技大会への北朝鮮代表団の派遣と韓国大統領特使による訪朝・訪米

北朝鮮は、2018年2月9日に開幕した平昌冬季オリンピック競技大会に、選手団47人、応援団229人、芸術団約140人を派遣した。開幕式に際しては、金与正キムヨジョン朝鮮労働党中央委員会第一副部長が、金正恩党委員長の特使として韓国を訪問し、同月10日、文在寅大統領と会談した。その際、

金与正第一副部長は、金正恩党委員長の「文在寅大統領と早い時期に会う用意がある」との意向を伝達した。

これを受けて、韓国側は、鄭義溶^{チョンウイヨン}国家安全保障室長を団長とする特使団を北朝鮮に派遣した。特使団は、同年3月5日、金正恩党委員長と会談を行い、南北は、同年4月末に板門店で首脳会談を開催することで合意した。その後、訪米した鄭義溶国家安全保障室長らは、同年3月8日、米国のトランプ大統領と会談し、「非核化を進める意思があり、今後いかなる核実験・ミサイル発射も自制することを約束し、トランプ大統領と会う用意がある」などとする金正恩党委員長のメッセージを伝えた。これを受けてトランプ大統領は、米朝首脳会談に応じる用意があることを明らかにした。

イ 金正恩党委員長の初訪中

金正恩党委員長は、トランプ大統領が米朝首脳会談に応じる意向を表明して以降、しばらくの間沈黙を守っていたが、その後、2018年3月25日から同月28日にかけて中国・北京を訪問し、中国の習近平^{しゅうきんぺい}総書記と初めて首脳会談を行った。朝鮮中央放送は、首脳会談において、「朝中親善関係の発展や朝鮮半島情勢の管理問題」等について「突っ込んだ意見交換」が行われたと報じた。中朝首脳会談は、金正恩党委員長が権力を承継して以降行われておらず、中朝関係の冷え込みが指摘されていた。

朝鮮中央放送は、会談が北朝鮮側の提案によって短期間に準備されたものであったと報じており、北朝鮮には、米国との直接対話がにわかにならぬ現実味を帯びたことを受けて、中国との関係改善を図る狙いがあったものとみられる。

ウ 朝鮮労働党中央委員会第7期第3回全員会議の開催

北朝鮮は、2018年4月20日、朝鮮労働党中央委員会第7期第3回全員会議を開催した。同会議では、核武力建設と経済建設を並行して進める「並進路線」の貫徹が宣言され、核実験の中止及び大陸間弾道ミサイルの試験発射中止が決定された。金正恩党委員長は、「国家核武力建設という歴史的な大業を5年にも満たない短期間に達成した奇跡的勝利は、朝鮮

労働党の並進路線の偉大な勝利である」と述べるとともに、「党と国家の全般事業で経済事業を優先」させる方針に転換することを明らかにした。

韓国大統領府は、同月21日、「北朝鮮の決定は全世界が願っている朝鮮半島の非核化に向けた意味のある進展」であり、「南北首脳会談と米朝首脳会談の成功に向けた非常に肯定的な環境づくりにも寄与する」との歓迎のコメントを発表した。トランプ大統領も、ツイッターで「大きな進展だ」などと肯定的な反応を示した。

エ 第3回南北首脳会談の開催

2018年4月27日、板門店の韓国側施設である平和の家において、3回目、11年ぶりとなる南北首脳会談が開催された。

会談後には、「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」が採択され、平和体制を構築するため、2018年中の終戦宣言と平和協定の締結に向けて協議を進めることなどが盛り込まれた。会談前に注目された非核化については、「完全な非核化を通して核のない朝鮮半島を実現するという共通の目標を確認」した上で、北朝鮮による措置が「朝鮮半島の非核化のために非常に意義があり、重大である」との認識を共有した。

また、韓国は、同月29日、金正恩党委員長が南北首脳会談において、^{フンダリ}豊溪里の核実験場を同年5月中に閉鎖し、米国及び韓国の専門家やメディアに公開する意向を示したと発表した。さらに、北朝鮮は、同年5月5日から、標準時を韓国と同一にした。

(4) 米朝首脳会談

ア 金正恩党委員長の2回目の訪中

金正恩党委員長は、2018年5月7日から同月8日にかけて中国・大連を訪問し、習近平総書記と2回目の首脳会談を行った。中国中央テレビは、金正恩党委員長が会談で「敵視政策や安全保障上の脅威を除去しさえすれば、核を保有する必要はなく、非核化を実現させることができる」とした上で、「関係各方面が段階的かつ同時並行的な措置を責任を持って講じ、半島問題の政治的解決プロセスを全面的に推進し、最終的に半島の非核化と恒久平和を実現させることを希望する」と述べたと伝えた。

また、朝鮮中央テレビは、両首脳が会談で、両国の関係が切り離すことのできない密接なものであることを強調したと伝えた。金正恩党委員長の訪中には、米朝首脳会談の実現の可能性が高まる中、中国の後ろ盾を得る狙いがあったものとみられる。

イ 米朝首脳会談実現に至るまでの紆余曲折

トランプ大統領は、南北首脳会談の開催を受けて、米朝首脳会談への期待を表明していたが、会談実現に至るまでには、^{うよ}紆余曲折があった。

金正恩党委員長が訪中した直後の2018年5月9日には、訪朝した米国のポンペオ国務長官と金正恩党委員長の会談が行われ、朝鮮中央放送は、米朝首脳会談をめぐって「満足のいく合意」がなされたと報じた。また、金正恩党委員長は、同日、トランプ大統領からの求めに応じ、北朝鮮に拘束されていた米国人3人の特赦を命令した。米国は、3人の解放を「積極的な友好の表れ」と評価し、トランプ大統領は、同月10日、米朝首脳会談を同年6月12日にシンガポールで開催すると発表した。

しかし、同年5月11日から米国及び韓国が定例の航空戦闘訓練「マックス・サンダー」を開始すると、北朝鮮は、予定されていた南北高位級会談の中止を表明するとともに、米朝首脳会談の取りやめを示唆した。また、北朝鮮は、同月16日、^{キムグガン}金桂寛第一外務次官名の談話を発表し、「一方的な核放棄のみを強要しようとするなら首脳会談に応じるかを再考慮する」などと警告した。これに対し、トランプ大統領は、同月17日、北朝鮮に対して体制保証を与える考えを示すとともに、北朝鮮が態度を硬化させている背景に中国の影響があることを示唆した。北朝鮮は、同月24日、^{チェソンヒ}崔善姫外務次官名の談話を発表し、再度米朝首脳会談の中止を示唆した。

北朝鮮側のこれらの動きを受けて、トランプ大統領は、金正恩党委員長宛ての書簡で米朝首脳会談の中止を通告した。しかし、北朝鮮は、同月25日、再び金桂寛第一外務次官名の談話を発表し、「我が方はいつでも、いかなる方式でも対座して問題を解決していく用意がある」として、米国に再考を促した。これを受けて、トランプ大統領は、一転して「6月

12日の開催もあり得る」と表明した。

同年5月26日には、南北の首脳が板門店で会談し、米朝首脳会談の成功に向けて協議を行った。朝鮮中央放送は、同月27日、金正恩党委員長が会談で「朝米首脳会談への確固たる意思」を表明したと報じた。文在寅大統領も、同日、記者会見を行い、会談の開催が北朝鮮側の要請で急ぎょ決まったことを明らかにした上で、金正恩党委員長が、朝鮮半島の「完全な非核化」の意思を改めて明確に表明する一方、「非核化する場合には、米国が敵対関係を終わらせ、体制の安全を保証してくれるのか心配している」とした。また、文在寅大統領は、金正恩党委員長に対し、「トランプ大統領は、北朝鮮が非核化を進める場合、敵対関係を確実に終わらせるだけではなく、経済的繁栄を手助けするという意思を明確に示した」と伝え、直接の意思疎通を促しているとした。

ウ 米朝首脳会談の開催

米国及び北朝鮮は、その後、実務協議等を経て、2018年6月12日、シンガポールにおいて、史上初の米朝首脳会談を開催した。同会談では、①新たな米朝関係の樹立、②平和体制構築のための共同努力、③北朝鮮の朝鮮半島非核化に向けた努力、④米兵の遺骨の早期送還の4項目が盛り込まれた共同声明が採択された。しかしながら、米国が主張していた北朝鮮の「完全かつ検証可能で不可逆的な非核化」については、共同声明に盛り込まれなかった。

トランプ大統領は、会談後の記者会見で、金正恩党委員長が、「完全な非核化」に合意したことや、ミサイル・エンジン燃焼試験施設を解体すると述べたこと、北朝鮮に拘束されていた米国人を解放したことを成果として強調したほか、米韓合同軍事演習を中止する意向を表明した。

一方、朝鮮中央放送は、同月13日、米朝首脳会談について報じる中で、金正恩党委員長が、米国側が関係を改善するならば、それに応じて「善意の措置」を講じる意向を示したことを伝えた。また、朝鮮中央放送は、金正恩党委員長が米韓合同軍事演習の中止を要求し、トランプ大統領がこれを受け入れたほか、トランプ大統領が対話と交渉を通じた米朝関係

の改善に伴って対北朝鮮制裁を解除する意向を表明したと伝えた。

エ 金正恩党委員長の3回目の訪中

金正恩党委員長は、2018年6月19日から同月20日にかけて北京を訪問し、習近平総書記と首脳会談を行い、朝鮮半島の非核化をはじめとする諸問題について意見交換を行ったほか、米朝首脳会談への支援について中国側に謝意を表明した。両首脳は、朝鮮半島をめぐる問題に関して連携していく姿勢を示した。

オ 米朝交渉のこう着

米朝首脳会談後に発表された共同声明では、「首脳会談の成果を実行に移すため、可能な限り速やかに、ポンペオ国務長官と北朝鮮の高官による交渉を行うことを約束した」とされたが、その後の米朝交渉は難航した。

ポンペオ国務長官は、2018年7月6日及び7日の2日間、北朝鮮・平壤において、^{キムヨン Chol}金英哲朝鮮労働党中央委員会副委員長と会談を行い、「主要な問題のほとんど全てで進展があった」などと成果を強調した。一方、北朝鮮は、外務省報道官談話を発表し、米国側が「C V I D（完全かつ検証可能で不可逆的な非核化）だの、申告だの、検証だのと言って一方的で強盗さながらの非核化要求だけを持ち出してきた」とし、「会談の結果は極めて憂慮すべきものだ」などと米国を非難した。

その後も、トランプ大統領は、同年8月20日、金正恩党委員長と再度首脳会談を行う可能性が高いと述べたほか、同年10月7日にはポンペオ国務長官が訪朝し、金正恩党委員長と会談するなど、2回目の米朝首脳会談に向けた協議が続けられている。しかしながら、北朝鮮の^{リヨンホ}李容浩外相が、同年9月29日、国連総会の一般討論演説で「北朝鮮の非核化に向けた取組に、米国が相応の措置を執っていない」と不満を表明するなど、双方の立場の隔たりは大きく、米朝交渉はこう着しているものとみられる。

(5) 第5回南北首脳会談

ア 朝鮮民主主義人民共和国創建70周年

北朝鮮は、2018年9月9日、建国70周年を迎え、中国の栗戦書^{りつせんしよ}全国人民代表大会常務委員会委員長ら各国の要人を招待し、閲兵式、マスゲーム、中央報告大会等を行った。

閲兵式では、金永南^{キムヨンナム}最高人民会議常任委員長が演説を行い、北朝鮮が「最強の国家防衛力を備えた軍事強国へと進化した」と強調したものの、同年2月8日に行われた朝鮮人民軍創建70周年慶祝閲兵式とは異なり、弾道ミサイルは登場しなかった。

イ 第5回南北首脳会談の開催

文在寅大統領は、2018年9月18日から同月20日にかけて北朝鮮を訪問し、同月18日及び19日の2日間、5回目となる南北首脳会談が開催された。同会談では、「9月平壤共同宣言」が採択された。

「9月平壤共同宣言」及び今次首脳会談を契機に採択された「板門店宣言軍事分野履行合意書」には、一切の敵対行為を全面的に停止するなどの軍事的緊張の緩和、様々な分野での協力と交流の推進等が盛り込まれた。非核化に関しては、南北が「朝鮮半島を核兵器と核の脅威のない平和の地としていくこと」や、北朝鮮が東倉里^{トンチャンリ}のエンジン実験場とミサイル発射台を関係国の専門家の立会いの下で永久に廃棄すること、米国が同年6月12日の共同声明の精神に従って相応の措置を執れば、寧辺^{ニョンピョン}の核施設の永久廃棄等の追加措置を講じる用意があることを表明した。このほか、「9月平壤共同宣言」には、金正恩党委員長が近日中に韓国・ソウルを訪問することなどが盛り込まれた。

文在寅大統領は、会談後、「今回の南北首脳会談で米朝の対話再開の条件が整えられた」と述べ、2回目の米朝首脳会談開催への期待を表明した。

(6) 対北朝鮮制裁をめぐる関係国の動向

2018年9月27日に開催された国連安全保障理事会閣僚級会合では、議長を務めたポンペオ国務長官が、北朝鮮の「制裁逃れ」の実態を指摘し、北

朝鮮の非核化が実現するまで、対北朝鮮制裁の維持が必要であると訴えた。これに対し、中国やロシアは、北朝鮮が核実験やミサイル発射実験を中止し、対話姿勢を示していることを評価し、制裁の緩和が必要であるとしており、立場の違いが浮き彫りになった。

同年10月9日には、ロシア・モスクワにおいて、北朝鮮の崔善姫外務次官、中国の孔鉉佑^{こうげんゆう}外務次官及びロシアのモルグロフ外務次官が協議を行い、対北朝鮮制裁の緩和の必要性について見解が一致したとする共同報道文を発表した。

また、文在寅大統領は、同年9月26日、国連総会の一般討論演説で、北朝鮮が非核化に向けて積極的に取り組んでいるとした上で、「今度は国際社会が北朝鮮の新たな決断と努力に前向きに応える番だ」と述べるなど、北朝鮮による非核化の措置に応じて制裁を緩和する必要があると訴えた。韓国は、南北の鉄道・道路の連結、近代化等の南北協力事業を可能な限り推進しようとしており、対北朝鮮制裁の履行の徹底を主張する米国との立場の違いが表面化している。

2 日韓関係をめぐる動向

(1) 慰安婦問題に関する日韓合意をめぐる動向

韓国の康京和^{カンギョンファ}外交部長官は、2018年1月9日、2015年の慰安婦問題をめぐる日韓合意への韓国政府の対応方針を発表した。康京和外交部長官は、「合意が両国の公式合意だった事実は否定できない」として、日本に「再交渉を要求しない」と明言する一方で、「日本自ら、被害者の名誉と尊厳の回復のために努力を続けてくれると期待する」と述べ、「被害者が望んでいるのは、自発的な真の謝罪だ」と指摘した。さらに、元慰安婦を支援するために設立された「和解・癒やし財団」に対して日本政府が拠出した10億円について、韓国政府の予算で充当し、今後の処理を日本政府と協議する方針を明らかにした。

文在寅大統領は、2018年1月10日、新年の記者会見を行い、日本が慰安婦問題の「真実」を認め、元慰安婦に心を尽くして謝罪することが慰安婦

問題の「完全な解決」になると主張した。また、文在寅大統領は、日本に対して「真実と正義という原則に立った解決を促す」と強調しつつ、「既存の合意を破棄し、再交渉を要求して解決できる問題ではない」とも述べ、日韓合意に関する再交渉を日本に求めないとしたほか、日本政府が「和解・癒やし財団」に対して拠出した10億円について、「慰安婦問題を解決する良い目的に使うのならば望ましい」として、日本政府、元慰安婦、市民団体等と協議する意向を示した。

日本政府は、同日、文在寅大統領が記者会見で日本側に謝罪等を求める考えを示したことについて、外務省の金杉憲治アジア大洋州局長を通じて駐日韓国大使館の李熙燮^{イヒソプ}公使に抗議し、「日韓合意の着実な実施が重要」との立場を改めて伝えた。

安倍晋三首相は、同年2月9日、平昌冬季オリンピック競技大会の開会式出席に合わせて韓国を訪問し、文在寅大統領と会談を行った。その際、安倍首相は、日韓合意について、「国と国との約束であり、政権が変わっても約束を守るのは国際的かつ普遍的に認められた原則だ」と強調し、韓国の日本公館付近に設置された慰安婦像について、「ウィーン条約上も問題がある」と指摘した。これに対して文在寅大統領は、「元慰安婦の心の傷を癒やすために両政府が継続して努力すべきだ」と主張した。

韓国女性家族部は、同年8月10日、慰安婦問題を専門に扱う初の政府系研究機関となる「日本軍慰安婦問題研究所」の開所式を行った。同研究所の所長には、かねて日韓合意の破棄を主張してきた金昌禄^{キムチヤンロク}慶北大学法科大学院教授が就任した。

また、文在寅大統領は、同月14日、慰安婦の記念事業を行う初の国家記念日である「日本軍慰安婦被害者をたたえる日」の式典で演説し、慰安婦問題が「韓日間の外交紛争につながらないように望む」と述べた。その上で、文在寅大統領は、「両国間の外交的な方法で解決される問題だとも考えていない」と指摘し、2015年の日韓合意で「解決済み」とする日本政府の立場とは異なるとの考えを改めて示した。

その後、韓国女性家族部は、2018年11月21日、2015年の日韓合意に基づい

て設立された「和解・癒やし財団」の解散手続に入ると発表した。これに対して安倍首相は、「国際約束が守られなければ、国と国との関係が成り立たなくなる。韓国には責任ある対応を望みたい」と述べ、韓国側に日韓合意の履行を要請した。

(2) 旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐる動向

韓国大法院は、2018年10月30日、「徴用工として強制的に働かされた」と主張する韓国人4人が、新日鉄住金に対して損害賠償を求めた訴訟の差戻し上告審で、新日鉄住金の上告を棄却した。その結果、原告1人当たり1億ウォン（約1,000万円）の賠償を命じた控訴審判決が確定した。

1965年の日韓国交正常化の際に締結された日韓請求権協定は、日本から韓国に対して、無償3億ドル、有償2億ドルの資金協力を約束するとともに、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題は「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできないことを定めている。そのため、日本政府は、同判決について、国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできないとの立場を表明するとともに、韓国政府が直ちに国際法違反の状態を是正することを含め、適切な措置を講じることを強く求めている。また、日本政府は、直ちに適切な措置が講じられない場合には、国際裁判も含め、あらゆる選択肢を視野に入れ、毅然とした対応を講じる考えを示している。

これに対し、韓国の^{イナギョン}李洛淵^{イナギョン}國務総理は、2018年11月7日、「日本政府の指導者らが過激な発言を続けていることに深い憂慮を表明する」、「発言は妥当でも賢明でもない」、「司法の判断に政府が介入しないことが民主主義の根幹だ」などと、日本側の対応を非難するコメントを発表した。

また、韓国大法院は、同月29日、旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐる2件の訴訟の上告審で、三菱重工業の上告をいずれも棄却し、その結果、三菱重工業に対して賠償を命じる判決が確定した。

なお、韓国労働組合の二大中央組織の一つである全国民主労働組合総連盟等から成る市民団体は、同年5月1日、韓国・釜山^{プサン}の日本国総領事館前に、

「労働者像」を設置しようとしたものの、韓国警察により阻止された。総領事館前への「労働者像」の設置は、在外公館の「安寧と威厳」を守ることを関係国に義務付けたウィーン条約に抵触することから、日本政府は、引き続き韓国政府に対し適切な対応を求めている。

3 中国をめぐる情勢

(1) 習近平指導部の動向

ア 全国人民代表大会の開催

2018年3月5日から同月20日までの間、第13期全国人民代表大会（全人代）第1回会議が開催され、14年ぶりに憲法が改正された。憲法前文には、「毛沢東思想」、「鄧小平理論」等と並ぶ指導思想として、「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」が胡錦濤前総書記の「科学的発展観」とともに追加されたほか、習近平総書記が主張する「社会主義現代化強国」や「中華民族の偉大なる復興の実現」といった新たな用語が盛り込まれた。

また、国家主席と国家副主席の任期について、「2期を超えて連続して就任することはできない」とする規定（第79条）が削除され、全人代期間中に国家主席に再選された習近平総書記は、2期目の任期満了となる2023年以降も国家主席の地位にとどまることが憲法上可能となった。

イ 「一帯一路」をめぐる動向

米国のシンクタンク「世界開発センター」は、2018年3月、中国が提唱したアジアから欧州に及ぶ巨大経済圏構想「一帯一路」参加各国の債務に関する調査結果を公表した。同調査では、返済能力や債務の中国への依存度等について、国際通貨基金（IMF）のデータ等から検証がなされており、調査結果では、ジブチ、キルギス、ラオス、モルディブ、モンゴル、モンテネグロ、タジキスタン及びパキスタンの8か国について、債務にリスクを抱え、過剰な債務が財政を圧迫する状況にあることが指摘された。

マレーシア政府は、同年7月5日、中国主導で着工した長距離鉄道事

業の中止を発表した。同事業については、中国輸出入銀行等が資金調達を担い、2017年8月に中国交通建設が着工していたが、2018年5月に再び首相に就任したマハティール首相は、財政再建を優先して大型インフラ事業の見直しを進める方針を示していた。

習近平国家主席は、同年8月27日、「一帯一路」を提唱してから5年となるのを記念して、北京で「一帯一路建設任務5周年座談会」を開催し、重要講話を行った。習近平国家主席は、同講話において、「一帯一路は経済協力だけではない。世界の発展モデルや統治システムを改善する重要なルートだ」などと述べ、中国主導による新たな国際秩序の構築に意欲を示した。

米中貿易摩擦が激化する中、「一帯一路」沿線国、日本等との関係強化が中国にとってより重要になっていることから、中国は、引き続き、豊富な経済力を背景に行う大規模なインフラ整備の支援等を通じて影響力を拡大し、中国主導の国際秩序の構築を目指すものとみられる。

こうした中、米国のペンス副大統領は、同年10月4日、米国・ワシントンのシンクタンクで演説を行い、中国がアジアやアフリカ、欧州、南米の各国にインフラ投資で数千億ドルもの融資を実施し、相手国に巨額の対中債務を負わせる「債務外交」を展開していると述べ、中国を批判した。

また、ペンス副大統領は、同年11月13日、安倍首相との会談後の共同記者発表において、インド太平洋地域で日米合わせて最大700億ドルのインフラ投資を実施することを表明するなど、「一帯一路」をにらみ、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの推進を打ち出した。

ウ 南シナ海をめぐる動向

オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所は、2016年7月12日、南シナ海の領有権主張をめぐる中国が主張の根拠としてきた「九段線」について、フィリピンの主張を認め、「中国が主張する歴史的権利には法的根拠はない」とする判断を示した。中国は、この判断がなされた後も、南シナ海において、軍事拠点化の動きを継続しており、中国国防부는、2018年5月18日、中国空軍のH-6 K爆撃機の離発着訓練を南部海域の島嶼^{とうしょ}で行っ

たと発表し、「全方位に攻撃する能力を高めた」などと強調した。この訓練の具体的な実施場所は明らかにされていないが、南シナ海のパラセル諸島のウッドイー島で実施されたとの米国・戦略国際問題研究所（CSIS）の指摘が事実であるならば、南シナ海での初めての爆撃機の離発着となる。こうした動きに対し、米国は、同月27日、南シナ海に軍艦を派遣し、中国による軍事拠点化をけん制する「航行の自由」作戦を実施した。

また、同年11月14日に行われた中国・東南アジア諸国連合（ASEAN）の首脳会議では、各国は、南シナ海での紛争防止に向けた「南シナ海に関する行動規範（COC）」について、2019年中に1回目の草案策定を目指すことで合意した。中国の李克強首相は、同会議で、3年以内^{りこくきょう}に行動規範の策定作業を完了する方針を表明するなど、交渉妥結に向けて具体的な時期を示した。

中国は、米国による南シナ海への関与が強まっていることや、南シナ海の領有権をめぐる中国に対して協調的な姿勢を示しているフィリピンのドゥテルテ大統領の任期が2022年6月までであることなどを背景に、フィリピンとの連携によって自国の意向を行動規範に反映させ、米国の影響力を排除する狙いがあるものとみられる。

(2) 人民解放軍の動向

ア 国防・軍改革の動向

中国共産党については、軍の掌握が権力の源泉となっており、習近平中央軍事委員会主席は、建国以来最大規模とも評される軍の機構改革に取り組むことにより、軍に対する直接的な指導の強化を図っている。

2016年には、中国軍全体の指導機構が、7つの部（庁）、3つの委員会及び5つの直属機関の合計15の職能部門に改められたほか、人民解放軍の「7大軍区」が廃止され、5つの戦区が新たに編成された。

また、2018年1月1日から、中央軍事委員会と国務院の二重の指揮下で国内の治安維持等に当たってきた人民武装警察部隊（武警）が、国務院の所属から切り離され、指揮系統が中央軍事委員会に一本化された。

さらに、同年7月1日には、国務院国家海洋局の傘下で公安部の指導を受けていた中国海警局が武警に編入された。中国海警局を武警に編入した背景には、軍と中国海警局とを統合的に運用し、海洋権益を更に強固に守る狙いがあるとみられ、今後の軍と中国海警局の連携の在り方が注目される。

イ 国防予算の増加

2018年3月5日、第13期全国人民代表大会（全人代）第1回会議で2018年の国防予算案が示され、前年実績比8.1%増の約1兆1,069億元（約18兆4,500億円）であることが明らかになった。国防費の伸び率は、4年ぶりに前年より増加に転じたほか、国防費総額は米国に次いで世界第2位で、日本の平成30年度防衛予算の3倍以上となっており、経済成長が鈍化する中でも、国防費の伸び率が国内総生産（GDP）の伸び率（2017年6.9%）を上回った。

李克強首相は、全人代での政治活動報告で、「国家の主権・安全保障・利益を断固として力強く守らなければならない。強固で現代的な国境・領海・領空の防衛体制を構築する」などと述べ、軍備増強を進める方針を示した。

中国は、軍事力の急速な近代化を進めており、新型水上艦艇等の海上戦力の増強を継続しているほか、航空戦力についても、第4世代戦闘機を着実に増加させるとともに、多種多様な軍用機を自国で開発・生産・配備している。

(3) 台湾・香港情勢

ア 台湾情勢

中国の汪洋^{おうよう}副首相は、2018年2月1日及び同月2日に北京で開催された「2018年対台湾工作会議」に出席し、講話を行った。汪洋副首相は、「一つの中国の原則と「92年の共通認識」を堅持し、いかなる形式の「台独」（台湾独立）分裂（活動）にも断固反対し、これを抑え込む」などと述べ、台湾の蔡英文^{さいえいぶん}政権をけん制した。その一方で、「大陸での台湾同胞の学習、起業、就職、生活に大陸同胞と同等の待遇を徐々に提供し、兩岸

同胞が中華文化を共に発揚するよう推し進め、心と心のつながりを促さなければならない」などと述べ、台湾民衆に対する融和姿勢を強調した。

中国の国務院台湾事務弁公室と国家発展・改革委員会は、同月28日、「兩岸の経済・文化の交流・協力の促進に関する若干の措置」として、31項目の台湾優遇措置の実施を発表した。31項目の措置のうち、12項目は、「中国企業と同等の待遇の台湾系企業への付与の加速」に関するものであるとされており、残りの19項目は、「台湾同胞の中国での就学、起業、就職、生活のために中国同胞と同等の待遇を逐次提供すること」に関するものとされている。

台湾の頼清徳^{らいせいとく}行政院長は、同年3月2日、中国側が発表した31項目の台湾優遇措置に関して、「台湾の人材が経済など自然な現象に基づいて中国で発展を図るのであれば、それは良いことだが、中国には政治的な目的があり、国民は必ず特別な注意を払わなければならない」と述べ、警戒感を示した。

また、蔡英文総統は、同年8月21日、中米のエルサルバドルが台湾と断交し、中国と国交を樹立したことを受けて会見を開き、「中国は台湾に対する圧力を強化し、地域における影響力を際立たせており、これは、台湾の主権に迫る中国の力が過去とは比べものにならなくなっていることを示している」と述べ、断交の背景に中国の関与があったとの見解を示した。

2018年中、台湾と外交関係を有していた中米のドミニカ共和国、西アフリカのブルキナファソ及び中米のエルサルバドルが相次いで台湾と断交し、中国と国交を樹立した。これにより、2016年5月に蔡英文政権が発足して以降、台湾と断交した国は5か国となり、台湾が外交関係を有する国は17か国に減少した。

イ 香港情勢

2018年9月22日、香港と中国大陸を結ぶ高速鉄道「広深港高速鉄道」の開通式が、同鉄道の香港側始発駅となる西九龍駅で開催された。開通式に出席した香港の林鄭月娥^{りんていげつが}行政長官は、「香港は国家の高速鉄道網に加

わった。新しい時代の到来を象徴する」などと述べ、意義を強調した。

「一国二制度」により、香港には中国の司法権が及ばないが、同年6月14日に香港立法会で可決した「広深港高鉄（一地両検）条例」が同年9月4日に施行されたことにより、西九龍駅構内には中国の警察権が及び、中国当局者が税関や検疫等の業務を行うことが可能となった。

これに対し、香港の民主派らは、「一国二制度に反する」として、同月22日、西九龍駅周辺で抗議活動を行った。

4 ロシアをめぐる情勢

(1) プーチン政権の動向

プーチン大統領は、2014年のウクライナ「併合」以降、経済状況が低迷している中でも、非常に高い支持率を維持しており、2018年3月のロシア大統領選挙では7割を超える得票率で勝利し、再選した。

他方、2017年には、SNS等を通じたデモの呼び掛けに応じて、ロシア全土で多くの10代から20代の若者が反政権運動に参加したほか、2018年4月には、ロシア国内で約1,500万人が利用するとされる通信アプリ「テレグラム」の利用を当局が禁止したことに対し、モスクワで大規模な抗議集会が開催された。

同年6月には、メドヴェージェフ首相が、サッカー・ワールドカップロシア大会の開幕日に、2019年から年金の受給開始年齢を段階的に引き上げる内容の改革案を発表したところ、世論調査によれば国民の約9割がこれに反対しているとされ、プーチン大統領の支持率が低下した。2018年7月には、野党指導者ナバリヌイ氏がこの改革案に抗議するため、ワールドカップの試合のない都市で街頭に繰り出すよう呼び掛けたほか、労働組合、共産党等も同様のデモを計画し、ロシア各地で抗議活動が行われた。今後、こうした運動の規模が拡大すれば、プーチン大統領の更なる支持率低下を招き、政権運営に支障を来す可能性もある。

(2) 米国への対応

近年、いわゆるロシア疑惑（注）、シリア問題等をめぐり、米露関係が悪

化した。

2018年3月には、米国が、ロシアの5団体及び19人に対し、2016年の米国大統領選挙等に関与したとして、米国内の資産凍結等の経済制裁を発動したほか、英国における元ロシア情報機関員の殺人未遂事件に際しロシアが化学兵器を使用したことへの対抗措置として、米国駐在のロシア外交官60人を国外追放し、米国・シアトルのロシア総領事館を閉鎖するよう命じた。

その後、トランプ大統領とプーチン大統領は、同年7月にフィンランド・ヘルシンキで開催された米露首脳会談において、シリア問題や核軍縮で協力し、関係改善を図る方針で一致した。一方、米国は、会談直前に、いわゆるロシア疑惑をめぐり、ロシア連邦軍参謀本部情報総局（GRU）の軍人12人を選挙不正介入の共同謀議の罪で起訴したが、プーチン大統領は、会談後の共同記者会見で、改めて米国大統領選挙への関与を否定した。

さらに、トランプ大統領は、同年10月20日、ロシアの中距離核戦力（INF）全廃条約違反等を受け、米国も中距離核ミサイルの開発・配備を進める必要があるとして、同条約を破棄する方針を表明した。これに対しロシアは、米国が同条約を破棄した場合には報復措置を執る考えを示した。

米露関係は、対立が深刻化しており、改善の見通しが立たない状況が続くものとみられる。

（注） ロシア疑惑

2016年の米国大統領選挙に、ロシア政府やその関係者が、サイバー攻撃等を通じて不正に介入したとされる問題

(3) シリアへの対応

2011年以降シリア内戦が激化する中、ロシアは、2015年9月、シリアのアサド大統領から軍事支援の要請を受けたことを契機に、シリアに軍事介入を行った。その後もシリアでは、イスラム過激派組織「イラクとレバントのイスラム国」（以下「ISIL」という。）、アサド政権、反体制派等が入り乱れる内戦状態が続いている。

2018年1月には、シリア内政の和平協議を進展させるため、ロシア主導でアサド政権や反体制派の代表を集めて「シリア国民対話会議」が開催され、内戦終結後の政治体制づくりを見据え、新憲法を起草する委員会を設

置することで合意した。

同年4月には、トルコ・アンカラで開催されたロシア、イラン及びトルコの首脳会談において、停戦や平和の実現に向けた協力の継続を確認する共同声明が発表された一方、シリア・ダマスカス近郊の東グータ地区で、アサド政権とロシアによる空爆が再開された。また、同年6月には、反体制派が支配するシリア・イドリブ県で空爆があり、在英反体制派NGO「シリア人権監視団」は、同空爆がロシア機によるものである可能性を指摘した。また、同年9月には、ロシア軍がイドリブ県に対する空爆を再開したことから、アサド政権によるイドリブ県への総攻撃が予想されたが、プーチン大統領とトルコのエルドアン大統領は、ロシア・ソチで行った会談で、イドリブ県に非武装地帯を設置することで合意し、当面は総攻撃が回避される見通しとなった。

(4) ウクライナへの対応

2014年2月にウクライナのヤヌコーヴィチ政権が崩壊した後、ロシアは、ロシア系移民の多いクリミアを併合するなど、ウクライナへの影響力維持に向けた政策を継続した。

2018年5月、クリミア半島とロシア南部を結ぶ「クリミア橋」が開通した際、プーチン大統領は、自ら大型トラックを運転し、橋の完成を祝福した。これについて、ウクライナのポロシェンコ大統領は、「クレムリンが国際法を尊重しない最新の例だ」と非難した。

同年6月には、ドイツ、フランス、ロシア及びウクライナの4か国の外相が、ドイツ・ベルリンにおいて、親ロシア派武装勢力とウクライナ政府軍の紛争が続くウクライナ東部に国連平和維持活動（PKO）部隊を派遣する構想について協議し、派遣への前向きな姿勢で一致した。

プーチン大統領とドイツのメルケル首相は、同年8月にドイツ・メセベルクで行われた会談において、独露の天然ガスパイプライン事業「ノルド・ストリーム2」を推進することで一致した。一方、ウクライナ、ポーランド及びバルト3国は、独露間が直接パイプラインで結ばれることで、自国を通る既存のパイプラインの重要性が低下することを懸念し、「ノルド・

ストリーム2」に反発している。

ウクライナは、同年9月、1997年にロシアとの間で署名された両国の基本条約である「友好協力条約」を延長しないことをロシア政府に通告した。同条約は、両国が反対しなければ10年ごとに自動延長される仕組みであるが、ウクライナの不延長通告により、2019年4月1日に失効する見通しとなった。

ロシア連邦保安庁（FSB）は、2018年11月、クリミア半島周辺の黒海海域において、ロシアの沿岸警備艇が領海への侵入を理由としてウクライナ海軍の艦艇に発砲し、3隻を拿捕したと発表した。これを受けて、ポロシェンコ大統領は、戒厳令を敷く大統領令に署名し、ウクライナ議会は、戒厳令の発令を賛成多数で承認した。

今後も、ロシアは、経済制裁の解除を狙って欧州各国への接近を進めつつ、クリミア併合の既成事実化を図っていくものとみられる。

5 米国中間選挙

米国で4年に1度の大統領選挙の中間年に実施される中間選挙が、2018年11月6日に行われた。連邦議会上院（定数100、任期6年）は、2年ごとに定数の3分の1ずつが改選される。今回は、補選2議席を含め、33の州で計35議席（共和党9議席、民主党26議席）が改選となった。一方、同下院（定数435、任期2年）は、任期満了に伴い全議席（共和党235議席、民主党193議席、欠員7議席）が改選となった。

上院では、与党の共和党が11議席を獲得した。非改選の42議席と合わせると53議席（改選前比+2）となり、過半数の51議席を超えた。

一方、下院（未確定1議席）では、野党の民主党が234議席を獲得して、過半数の218議席を超えた。

これにより、米国連邦議会の上院と下院で多数派が異なる「ねじれ」状態が、今後2年間は続くこととなった。トランプ大統領は、議会で法案や予算案が通りにくくなることから、大統領の権限で実行しやすい外交や通商政策により力を入れる可能性があるとの指摘もある。

6 米中間の貿易をめぐる動向

(1) 米中の追加関税措置をめぐる動向

トランプ大統領は、2018年3月22日、米国通商代表部（USTR）が発表した、中国政府による技術移転策や知的財産権の侵害に関する調査結果を受けて、中国に対する制裁措置を発動することを命じる大統領令に署名した。米国政府は、同年7月、8月及び9月に対中輸入品に対して追加関税を課しており、これに対して、中国政府も米国と同時期に対米輸入品に追加関税を課す対抗措置を執った。トランプ大統領は、「中国政府が報復に出れば、残る全ての中国製品に追加関税を発動する」などと主張している。

米国には、対中制裁により、貿易赤字額全体の約半分を占める対中貿易赤字を削減するほか、「中国製造2025」を掲げて技術分野で台頭する中国の発展を阻む思惑があるとみられている。これに対し中国は、米中貿易摩擦について、貿易協議を通して解決していくべきと米国に呼び掛けている。その一方で、中国の耿爽^{こうそう}外交部報道官は、米国の対中制裁に対して、「必然的に対抗措置を講じ、我々の合法的な権益を断固擁護するだろう」と表明している。

今後、二大経済大国である米国及び中国による追加関税の実施等により、米中貿易摩擦の一層の深刻化のほか、両国の国内経済にとどまらない世界経済への影響も懸念されている。

(2) 「中興通迅（ZTE）」、「華為技術（ファーウェイ）」に対する制裁等をめぐる動向

米国商務省は、2018年4月16日、中国の通信機器大手「中興通迅（ZTE）」が、イランや北朝鮮に対する禁輸措置に違反した上、米国当局に提出した再発防止策において虚偽の説明をしていたとして、同社に対する米国製品の輸出を禁止すると発表した。また、同月25日には、米国司法省が中国の通信機器大手「華為技術（ファーウェイ）」を米国製通信機器のイランへの不正輸出の疑いで捜査していると複数の欧米メディアが報じた。

米国商務省は、同年6月7日、「中興通迅（ZTE）」への制裁解除に向け、最大14億ドル（約1,500億円）の罰金の支払、経営陣の刷新等で同社と

合意したと発表し、同年7月13日には、同社が罰金の支払等を終えたとして、制裁を解除したと発表した。

一方、トランプ大統領は、同年8月13日、米国の政府機関が「中興通迅（ZTE）」及び「華為技術（ファーウェイ）」のサービスや機器を利用することを禁止する規定を盛り込んだ国防権限法に署名するなど、中国への強硬姿勢を鮮明にしている。

7 イラン核開発問題をめぐる動向

(1) 米国によるイラン核開発問題をめぐる合意からの離脱及びそれに伴う制裁再開

2018年5月8日、トランプ大統領は、2015年にイランと国連の安全保障理事会常任理事国（米国、英国、フランス、ロシア及び中国）にドイツを加えた6か国との間で合意されたイラン核問題をめぐる包括的共同作業計画（以下「JCPOA」という。）から、米国が離脱することを表明した。同大統領は、JCPOAにより停止されていた米国による対イラン制裁を再開する大統領令にも署名し、同制裁を90日又は180日の期間（撤退期間）が経過した後に再開する旨発表した。

これに基づき、2018年8月7日には自動車分野等を、同年11月7日には石油分野、金融分野等をそれぞれ対象とする制裁が再開された。

(2) イラン核開発問題をめぐる合意の維持に向けた関係各国の動向

2018年5月15日、イランと英国、フランス、ドイツ及び欧州連合（EU）は、ベルギー・ブリュッセルにおいて協議を行い、米国抜きでJCPOAを堅持する方針で一致した。その後も関係国による協議は継続し、同年7月6日には、JCPOAの存続を模索する米国以外の当事国（英国、フランス、ドイツ、ロシア、中国及びイラン）がウィーンで協議を行ったものの、米国が再開する対イラン制裁からイランへの投資・貿易を保護する経済対策については最終合意に至らなかった。イランのハメネイ最高指導者は、欧州諸国に対し、JCPOAの維持に係る確実な保証を求める一方、「米国との間に戦争はなく、我が国が米国と交渉することもない」と発言して

おり、引き続き、米国抜きでの J C P O A 維持に向けた関係各国の動向が注目される。

8 エボラ出血熱の発生状況

世界保健機構（以下「WHO」という。）は、2018年5月8日、アフリカ中部のコンゴ民主共和国（以下「コンゴ」という。）において、エボラ出血熱の感染者が確認されたと発表し、コンゴ保健省は、同日、エボラ出血熱の流行を宣言した。

コンゴ保健省は、同年7月24日、国内において6週間にわたり新たな感染者が出なかったことを受け、エボラ出血熱の終息を宣言した。WHOによると、この流行では、疑い例も含め54人が感染し、そのうち33人が死亡した。

しかし、終息宣言後に同国の別の地域においてエボラ出血熱が発生したため、コンゴ保健省は、同年8月1日、再びエボラ出血熱の流行を宣言した。WHOによると、同年11月26日の時点で、疑い例も含めて421人にエボラ出血熱の症状が現れ、そのうち241人が死亡した。

第2 国内関係

1 第4次安倍改造内閣発足

平成30年9月20日の自民党総裁選挙で3選を果たした安倍首相は、同年10月2日、内閣改造を行い、第4次安倍改造内閣が発足した。閣僚19人のうち麻生太郎副総理兼財務相、菅義偉官房長官等6人が留任した一方、13人が交代した。初入閣は、安倍内閣では最多となる12人であった。女性閣僚は、片山さつき内閣府特命担当相（地方創生、規制改革、男女共同参画）、女性活躍担当、まち・ひと・しごと創生担当のみで、改造前から1人減った。

安倍首相は、発足後の記者会見で、新たな内閣を「それぞれのポジションで腕を磨いてきた実務型の人材を結集した。いわば、明日の時代を切り開くための全員野球内閣だ」と述べた。

2 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位をめぐる動向

政府は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年6月9日成立、同年6月16日公布。以下「特例法」という。）に基づき、29年12月8日、特例法の施行期日を定める政令を閣議決定し、これにより、31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が御即位されることとなった。

皇位継承の際に、「即位の礼」を行うことは皇室典範に規定されているが、「退位の礼」については法令上の根拠規定がなかったため、政府は、30年3月6日、特例法施行令を閣議決定し、「天皇の退位に際しては、退位の礼を行う」と定めて、天皇陛下の御退位の儀式の挙行に関する根拠規定を設けた。

政府は、同年4月3日、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」を閣議決定し、天皇陛下の御退位に際しての「退位の礼」、皇太子殿下の御即位に際しての「即位の礼」、文仁親王殿下が皇嗣となられることに伴う「立皇嗣^{りっこうし}の礼」等を行うことを決定したほか、閣議口頭了解により、大嘗祭の挙行について宮内庁において準備を進めることとした。

また、政府は、同年10月12日、内閣総理大臣を委員長とする天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会を設置し、同委員会において、同日に立皇嗣の礼の挙行日を、同年11月20日に饗宴の儀の挙行日をそれぞれ決定

した。

式典	内容	挙行日	
天皇陛下御在位三十年記念式典	天皇陛下御在位三十年を記念し、国民こぞって祝うための式典	31年2月24日	
退位の礼	退位礼正殿の儀 (国事行為)	天皇陛下の御退位を広く国民に明らかにするとともに、天皇陛下が御退位前に最後に国民の代表に会われる儀式	31年4月30日
即位の礼	剣璽等承継の儀 (国事行為)	天皇陛下が皇位を継承された証として剣璽（宝剣と神璽）・御璽（「天皇御璽」と刻された御印）・国璽（「大日本国璽」と刻された国印）を承継される儀式	御即位の日 (5月1日)
	即位後朝見の儀 (国事行為)	天皇陛下が御即位後初めて国民の代表に会われる儀式	同上
	即位礼正殿の儀 (国事行為)	天皇陛下が御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式	御即位の年の 10月22日
	祝賀御列の儀 (国事行為)	天皇陛下が即位礼正殿の儀終了後、広く国民に御即位を披露され、祝福を受けられるための御列	同上
	饗宴の儀 (国事行為)	天皇陛下が御即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴	御即位の年の 10月22日、25日、29日及び 31日
大嘗祭	大嘗宮の儀 (中心的儀式)	天皇陛下が御即位の後、大嘗宮において初めて新穀を皇祖・天神地祇に供えられ、自らも召し上がり、国家・国民のためにその安寧と五穀豊穡等を感謝し祈念される儀式	御即位の年の 11月14日及び 15日（目途）
内閣総理大臣夫妻主催晩餐会	即位礼正殿の儀に参列するために来日いただいた外国元首・祝賀使節等に日本の伝統文化を披露し、日本の伝統文化への理解を深めていただくとともに、来日の謝意を表すための晩餐会	即位礼正殿の儀の翌日	
立皇嗣の礼	立皇嗣宣明の儀 (国事行為)	天皇陛下が、文仁親王殿下が皇嗣となられたことを公に宣明されるとともに、これを内外の代表がことほぐ儀式	御即位の翌年の 4月19日
	朝見の儀 (国事行為)	天皇陛下が立皇嗣宣明の儀後、初めて皇嗣に会われる儀式	同上

3 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる動向

(1) 工事の進捗状況等

政府は、普天間飛行場の名護市辺野古への移設に向け、平成29年4月25日、キャンプ・シュワブ沿岸部での護岸工事を開始し、30年7月19日、埋立区域の一部を護岸で囲い終わった。同区域の埋立てについては、同年8月17日から開始することが防衛省沖縄防衛局から沖縄県に通知された。

これに対し、翁長雄志沖縄県知事（当時）は、同年7月27日、仲井眞弘多前知事による移設先の公有水面埋立承認（25年12月27日）の撤回に向けた手続に入ることを表明し、沖縄県は、同年8月9日、沖縄防衛局から意見を聞く聴聞を実施した。同月17日からの埋立ては見送られていたが、沖縄県は、同月31日に沖縄防衛局に対し、移設先の公有水面埋立承認の撤回を通知した。

これにより、埋立工事は止まることとなったが、沖縄防衛局は、同年10月17日、行政不服審査法に基づき、公有水面埋立法を所管する国交相に対し、審査請求及び執行停止の申立てを行った。執行停止の申立てについて、石井啓一国交相は、同月30日、「普天間飛行場周辺住民の危険性の除去や騒音の被害防止を早期に実現することが困難となる。日米間の信頼関係や同盟関係に悪影響を及ぼしかねない」として、審査請求に対する裁決までの間、埋立承認の撤回の効力を停止することを決定した。これを受けて沖縄防衛局は、同年11月1日、工事を再開した。沖縄県は、同月29日、総務省の第三者機関「国地方係争処理委員会」に石井国交相が埋立承認の撤回の効力を停止したことを不服とする審査申出書を郵送し、同委員会は、同月30日、これを受理した。

一方、国が知事の岩礁破碎等の許可を得ないまま工事を進めようとしているとして、沖縄県が29年7月24日に那覇地方裁判所（以下「那覇地裁」という。）に工事の差止めを求めた訴訟について、那覇地裁は、30年3月13日、「法律上の争訟に当たらない」として沖縄県の訴えを却下した。また、沖縄県が工事の差止めを求めた仮処分申請も同様に却下した。これに対し、沖縄県は、同月23日、判決を不服として福岡高等裁判所那覇支部に控訴したが、仮処分申請を却下した決定に対する即時抗告は行わなかった。

(2) 関係自治体における首長選挙

ア 沖縄県知事選挙

普天間飛行場の名護市辺野古への移設に反対してきた翁長知事の死去に伴う沖縄県知事選挙が、平成30年9月13日告示、同月30日投開票で行われた。選挙は、普天間飛行場の名護市辺野古への移設等に反対する「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」が支援した無所属・新人で前衆議院議員の玉城デニー氏（本名：玉城康裕。元自由党幹事長。得票数：39万6,632票）が、自由民主党、公明党、日本維新の会及び希望の党が推薦した無所属・新人で前宜野湾市長の佐喜眞淳氏（得票数：31万6,458票）等3人を破り、初当選した。

玉城知事は、同年10月4日の就任記者会見で、普天間飛行場の名護市辺野古への移設について、「普天間飛行場の一日も早い閉鎖と返還、辺野古新基地建設の阻止に向けて全身全霊で取り組む」と述べた。

イ 沖縄県名護市長選挙

普天間飛行場の移設先である沖縄県名護市で、任期満了に伴う市長選挙が、平成30年1月28日告示、同年2月4日投開票で行われた。選挙は、自由民主党、公明党及び日本維新の会が推薦した無所属・新人で前市議の渡具知武豊氏（得票数：2万389票）が、民進党、日本共産党、自由党、社会民主党及び沖縄社会大衆党が推薦し、立憲民主党が支持した無所属・現職（2期）の稲嶺進氏（得票数：1万6,931票）を破り、初当選した。

ウ 沖縄県宜野湾市長選挙

普天間飛行場が所在する沖縄県宜野湾市で、佐喜眞市長の県知事選挙への立候補による辞職に伴う市長選挙が、平成30年9月23日告示、同月30日投開票で行われた。選挙は、自由民主党、公明党、日本維新の会及び希望の党が推薦した無所属・新人で前副市長の松川正則氏（得票数：2万6,214票）が、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、自由党、社会民主党及び沖縄社会大衆党が推薦した無所属・新人で会社役員の仲西春雅氏（得票数：2万975票）を破り、初当選した。

(3) 県民投票に向けた動き

普天間飛行場の名護市辺野古への移設の賛否を問う県民投票の実施を目指す市民団体「「辺野古」県民投票の会」は、平成30年5月23日から県民投票条例の制定を求める署名活動を行い、2か月間で、条例の制定を請求するために必要な有権者の50分の1（約2万3,000人）以上の署名に当たる9万2,848筆（有効署名数）を集め、同年9月5日、沖縄県に提出した。

これを受けて、県民投票を実施するための条例案が同月20日、沖縄県議会に提出され、同年10月26日に可決、成立した。県民投票は、31年2月14日告示、同月24日投開票で行われる。

4 原子力発電所の再稼働をめぐる動向

(1) 原子力発電所の再稼働状況

関西電力は、平成30年3月14日、23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省等を踏まえて原子力規制委員会が策定した新規制基準に合格した大飯発電所（福井県大飯郡おおい町）3号機を、25年9月以来4年半ぶりに

稼働させ、また、30年5月9日、同じく新規制基準に合格した同4号機を、25年9月以来4年8か月ぶりに稼働させた。大飯発電所3、4号機をめぐっては、24年11月、安全対策が不十分であるなどとして住民らが運転の差止めを求めた訴訟で、福井地方裁判所が26年5月に運転の差止めを命じる判決を下したが、名古屋高等裁判所金沢支部は、30年7月4日の控訴審で一審判決を取り消し、原告の請求を棄却する判決を下した。原告は、上告を見送った。

九州電力は、同年3月23日、新規制基準に合格した玄海原子力発電所（佐賀県東松浦郡玄海町）3号機を、22年12月以来7年3か月ぶりに稼働させ、また、30年6月16日、同じく新規制基準に合格した同4号機を、23年12月以来6年半ぶりに稼働させた。

これにより、25年に新規制基準が施行されて以降、再稼働した原子力発電所は、九州電力川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）1、2号機、関西電力高浜発電所（福井県大飯郡高浜町）3、4号機、四国電力伊方発電所（愛媛県西宇和郡伊方町）3号機と合わせ5原発9基となった。

なお、新規制基準に合格して28年8月に再稼働した伊方発電所3号機は、定期検査のため停止中であった29年12月13日、広島高等裁判所が同機の運転差止めを求める住民等の申立てを認めて30年9月30日までの運転差止めを命じる仮処分を決定したため、定期検査後も稼働できずにいたが、同年9月25日、四国電力の申立てによる同裁判所の異議審で仮処分決定が取り消されたため、10月27日に再び稼働した。

(2) 新潟県知事選挙

平成29年12月に原子力規制委員会の新規制基準に合格した東京電力柏崎刈羽原子力発電所（新潟県柏崎市）6、7号機の再稼働に慎重な姿勢を示してきた米山隆一知事の辞職に伴う新潟県知事選挙が、30年5月24日告示、同年6月10日投開票で行われた。選挙は、自由民主、公明両党が支持した無所属・新人で前海上保安庁次長の花角英世氏（得票数：54万6,670票）が、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、自由党及び社会民主党の5党が推薦した無所属・新人で前新潟県議の池田千賀子氏（得票数：50万9,568票）等2人を破り、初当選した。

花角、池田両氏とも、米山前知事が進めた3つの検証（①福島第一原子力

発電所事故の原因、②同事故による健康と生活への影響、③安全な避難方法)を引き継いで進めていくことや将来的には脱原発を目指すと主張するなど、原発政策は大きな争点とはならなかった。

花角知事は、同年6月12日の就任記者会見で、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働について、「検証作業の答えを踏まえて結論を取りまとめ、県民に示して意思を確認する」と述べた。

5 新たな外国人材の受入れ

政府は、平成30年11月2日、中小・小規模事業者等において人手不足が深刻化していることから、現行の専門的・技術的分野における外国人材の受入れ制度を拡充し、真に受入れが必要と認められる人手不足の分野に、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるための新たな在留資格の創設等を内容とする出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案を閣議決定し、臨時国会に提出した。

審議中の新たな制度では、就労を目的とする新たな在留資格として、「特定技能1号」と「特定技能2号」が創設される。「特定技能1号」は、「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務」に従事する外国人向けの在留資格で、在留期間については、通算で5年を上限とし、家族の帯同は基本的に認められない。「特定技能2号」は、「熟練した技能を要する業務」に従事する外国人向けの在留資格で、在留期間については、雇用契約が継続される限り、定期的に審査を受けて更新し続けることが可能である。配偶者及び子にも在留資格が認められる。

法務省は、同月14日、31年度から5年間の外国人材の受入れ見込み数について、14業種（介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業）で最大34万5,150人との試算（全て「特定技能1号」）を公表した。

一方、新たな外国人材の受入れに伴い、在留外国人の増加に的確に対応していくため、法務省入国管理局を、同省の外局である出入国在留管理庁に格上げすることも前記法案に盛り込まれた。

法案は、一部修正を経て、同月27日に衆議院法務委員会及び衆議院本会議において賛成多数で可決され、参議院に送付された。

6 自然災害・気象に関する情勢

平成30年中は、前例のない大雨や高温を記録した。6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響により、「平成30年7月豪雨」が発生した。6月28日から7月8日にかけての総雨量は四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるなど、7月の降水量平年値の2倍から4倍となったところもあり、四国地方及び近畿地方を含む多くの地点で48時間雨量、72時間雨量等が観測史上1位を記録した。

同年中の台風の発生数は29件と昨年同期（11月末）から4件増加したほか、接近数（台風が国内のいずれかの気象官署等から300km以内に入った数）は16件と昨年から倍増した。特に、8月の接近数は7件となり、1か月当たりの接近数としては昭和60年8月の7件以来最多となった。また、平成30年中の上陸数は5件であり、平年値2.7件（昭和56年～平成22年の30年平均）の約2倍となった。

また、気温についても、平成30年7月23日、埼玉県熊谷市で国内の観測史上最高となる41.1℃の気温が観測されたほか、7月中旬の平均気温が、関東甲信地方は平年差+4.1℃、東海地方は+3.6℃、近畿地方は+3.4℃、中国地方は+3.1℃となり、昭和36年の統計開始以来、7月中旬としては最も高くなった。総務省の発表によると、高温の影響により、7月の熱中症による搬送人員数は5万4,220人、死亡者133人と、1か月の熱中症による緊急搬送人員数及び死者数としては、平成20年の調査開始以降過去最多となったほか、平成30年7月豪雨の被災地である岡山県においては、熱中症による緊急搬送人員数（都道府県別人口10万人当たり）が74.94人となり、全国で最多となった。

7 経済・雇用情勢

内閣府は、平成30年8月3日、平成30年度年次経済財政報告を公表した。報告では、我が国の経済の現状について、アベノミクスにより、企業の稼ぐ力が高まり、企業収益が過去最高となる中で、雇用・所得環境が改善し、所得の増

加が消費や投資の拡大につながるという「経済の好循環」が着実に回りつつあるとした。また、同年5月時点で、有効求人倍率は1.60倍と昭和49年1月以来の高さとなり、完全失業率も2.2%と平成4年10月以来の水準まで低下しており、企業の人手不足感は四半世紀ぶりの高水準となっているとした。

一方、物価の動向については、デフレ脱却に向け着実に局面変化はみられるものの、デフレを脱却し、安定的な物価上昇が見込まれるところまでには至っていないとした。

物価の上昇については、日本銀行が、消費者物価の前年比上昇率2%という「物価安定の目標」の実現に向け、これまで大規模な金融緩和を進めてきたが、同年7月の金融政策決定会合で、“「物価安定の目標」の実現には、これまでの想定より時間がかかる”との見通しから、大規模な金融緩和の持続性を強化するための措置を決定した。

第2章 治安情勢

第1 公安情勢

1 右翼及び右派系市民グループ

(1) 右翼の抗議・糾弾活動

ア 抗議活動の状況

右翼は、平成30年中、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

中国をめぐっては、同年1月、尖閣諸島周辺の接続水域内を中国海軍の潜水艦が航行したことを捉え、「尖閣諸島に対する、これ以上の挑発を許すことはできない」などと批判したほか、中国公船が尖閣諸島周辺での領海侵入を何度も繰り返していることも批判した。右翼は、30年中（10月31日現在）、中国関連で延べ約770団体、約1,730人、街頭宣伝車約540台（前年同期：延べ約550団体、約1,340人、街頭宣伝車約420台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

韓国をめぐっては、同年1月、文在寅大統領が、慰安婦問題に関して、我が国政府への更なる謝罪を要求したことを捉え、「韓国は慰安婦問題で日韓合意を一方向的に反故にし、我が国に責任転嫁している」などと批判したほか、韓国が竹島を不法占拠していることや旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、「竹島から武装警察隊を撤収させよ。慰安婦、徴用工問題で言いがかりをつけるなら国交断絶だ」などと主張した。右翼は、30年中（10月31日現在）、韓国関連で延べ約1,350団体、約3,000人、街頭宣伝車約1,090台（前年同期：延べ約1,240団体、約2,740人、街頭宣伝車約920台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

北朝鮮をめぐっては、南北首脳会談や米朝首脳会談が開催されたことを捉え、「合意文書に署名したからといって、北朝鮮が核兵器を放棄するわけがない」などと批判したほか、拉致問題を捉え、「全ての拉致被害者の帰国を果たさなければ、北朝鮮との国交正常化はあり得ない」などと主張した。右翼は、30年中（10月31日現在）、北朝鮮関連で延べ約1,050団体、

約2,380人、街頭宣伝車約790台（前年同期：延べ約1,340団体、約3,380人、街頭宣伝車約1,060台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

ロシアをめぐることは、同年9月、プーチン大統領が前提条件なしの平和条約締結に言及したことを捉え、「ロシアは、北方領土問題を後回しにして平和条約を締結しようとするなど、日本を愚弄している」などと批判したほか、「国民が一丸となって、北方領土奪還に向けた声を上げるべきだ」などと主張した。右翼は、30年中、ロシア関連で北方領土の日（2月7日）を捉え、約150団体、約330人、街頭宣伝車約140台（29年：約180団体、約420人、街頭宣伝車約170台）を、「反ロデー」（8月9日）を捉え、約240団体、約740人、街頭宣伝車約270台（29年：約270団体、約780人、街頭宣伝車約290台）をそれぞれ動員し、街頭宣伝活動等を行った。

政局をめぐることは、同年10月、第4次安倍改造内閣発足を捉え、「憲法改正に向けて盤石の体制ができた。主要閣僚が留任しているので、政権運営に期待したい」などと主張したほか、一部は「安倍首相は、本当に憲法を改正できるのか疑問だ」などと主張した。右翼は、30年中（10月31日現在）、政局関連で延べ約890団体、約1,850人、街頭宣伝車約510台（前年同期：延べ約700団体、約1,580人、街頭宣伝車約440台）を動員し、政府批判の街頭宣伝活動等を行った。

右翼は、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典、第14回金融・世界経済に関する首脳会合（以下「G20大阪サミット」という。）及び関係閣僚会合等が予定される平成31年（2019年）も引き続き、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議活動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがある。

イ 糾弾活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約1,100台とみられるが、一部の右翼は、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業に対して街頭宣伝車を用いて大音量で執ような街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害している。

平成30年中（10月31日現在）、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、

約160社（前年同期：約120社）に上った。

一部の右翼は、平成31年（2019年）も引き続き、市民生活の平穩を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられ、その過程で、違法行為の発生が懸念される。

(2) 右翼の違法行為の取締り

右翼は、時局問題等を捉えた抗議活動や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

平成30年中に発生した「テロ、ゲリラ」事件は、右翼活動家らが、「北朝鮮のミサイル発射が許せなかった」などとして、朝鮮総聯^{れん}中央本部正門門扉に拳銃で5発を発砲した「朝鮮総聯中央本部に対する拳銃発砲事件」（2月、警視庁）の1件であり、同事件で右翼活動家ら2人を逮捕した。

警察は、各種情報活動を推進し、銃器摘発に努めた結果、30年中（10月31日現在）は、右翼及びその周辺者から拳銃8丁（前年同期：0丁）を押収した。

右翼による違法行為の検挙件数及び人員は、29年（10月31日現在）の1,192件1,228人に対し、30年中（同期）は1,058件1,126人であった。

30年中（10月31日現在）の検挙のうち、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の検挙は157件194人に上り、道路交通法違反を除く全検挙件数（454件）の約35%を占め、悪質な資金源犯罪が依然として後を絶たない状況にある。また、市民の平穩な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反等により12件21人（前年同期：26件39人）を検挙した。

警察は、右翼による違法行為に対し、引き続き徹底した取締りを行うこととしている。

(3) 右派系市民グループをめぐる動向

ア 右派系市民グループ

平成30年中（10月31日現在）、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国におけるデモは約30件行われた。また、その活動に反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動を

ヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組んだ。

警察では、28年6月に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を踏まえ、警察職員に対する教育を推進するとともに、ヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、厳正に対処している。

右派系市民グループは、平成31年（2019年）も引き続き、自らの言動に対する批判やヘイトスピーチ解消法を意識しつつ、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為の発生が懸念される。

イ 違法行為の取締り

平成30年中は、東京都内において、デモ行進中、デモに抗議する男性を突き飛ばすなどの暴行を加えた右派系市民グループ関係者を暴行罪で逮捕した（6月、警視庁）。

また、神奈川県内において、講演会に参加しようとする右派系市民グループ関係者が持っていたプラカードを損壊した男を器物損壊罪で逮捕した（6月、神奈川）。

警察は、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じている。

2 極左暴力集団

(1) 革マル派

革マル派は、平成30年中も、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

同派は、同年5月から、創始者である黒田寛一前議長（故人）が生前に行った講演記録を集成した「マルクス主義入門」（全5巻）の刊行を開始した。同派は同書を、「黒田の革命的マルクス主義の立場と思想を学ぶための格好の入門書」であり、「必須の思想的武器」とであると位置付け、自派の活

動家に対して学習を呼び掛けるなど、引き続き、黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えた。

労働運動においては、日本労働組合総連合会（以下「連合」という。）及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。このうち、連合に対しては、「働き方改革法」の法案強行採決に協力した「連合」指導部を満腔の怒りをこめて糾弾、日本郵政グループ労働組合（J P 労組）に対しては、「経営陣に忠誠を誓い J P 労組運動を歪曲する本部を許さず、郵政労働運動の戦闘的再生をかちとろう」などと、それぞれ指導部に対する批判を展開し、メーデー会場や各労働組合主催の定期大会の会場周辺で、参加者に対して革マル派への結集を呼び掛けるビラを配布した。

大衆運動においては、「安倍政権による憲法第九条を破壊する策動を断固として粉碎せよ」などと改憲阻止を強調し、政権打倒を訴えて、独自の集会、デモに取り組んだ。また、大衆団体が主催する国会前抗議行動等、社会の耳目を引く取組では、自派の主張を掲載したビラを配布したり、団体旗やのぼりを掲出したりして、自派の存在を誇示した。普天間飛行場の名護市辺野古移設に対しては、「辺野古新基地建設を阻止せよ」などと主張して、現地で取り込まれる抗議行動に活動家を参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

一方、革マル派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（以下「J R 総連」という。）及び東日本旅客鉄道労働組合（以下「J R 東労組」という。）は、同年6月にそれぞれ定期大会を開催し、J R 東労組から3万人を超える組合員が脱退するという事態を受けて、革マル派創設時の副議長である松寄明元 J R 東労組会長（故人）が提唱した労働運動理論を基礎に組織再建に取り組む方針を決定した。

同派は、今後も黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(2) 中核派

中核派（党中央）は、平成30年中も労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、「国鉄闘争」を「不動の基軸」に、「労働大

改憲粉碎」及び「改憲阻止」を最重要課題に掲げて活動した。

「国鉄闘争」においては、「革共同の労働運動をつくり出す」ことを目的に、27年から国鉄動力車労働組合総連合（動労総連合）の全国建設に取り組み、30年6月には、29年に結成した国鉄動力車労働組合総連合1047協議会（動労総連合1047協議会）の支援組織「動労総連合1047協議会と共に闘う会」を結成した。また、国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）がこれまで築いてきた国際連帯を基に、30年8月に広島県で開催した「国際反戦反核集会」や同年11月に都内で開催した「11・4労働者総決起集会」に海外の労働組合員や反戦運動活動家を招へいたほか、同月に韓国で開催された労働者集会に活動家等を派遣した。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（以下「働き方改革関連法案」という。）の成立をめぐり、同法案の「粉碎」を訴え、集会、デモに取り組んだ。

その他労働運動においては、「労働者革命党」の建設に向け、解雇撤回、賃下げ反対や外注化・非正規職化阻止等を主張し、集会、デモ等に取り組むとともに労働争議に介入した。

大衆運動においては、改憲阻止を訴え、同年3月に都内で開催した「3・25大行進in HIBIYA」において、「改憲・戦争阻止！大行進」運動の発足を宣言し、同運動を担う地方組織を結成して、各地で集会、デモに取り組んだ。また、皇位継承をめぐっては、「安倍は天皇代替わり儀式を「静かな環境で」やるとうそぶき、来春までにあらゆる反戦運動を圧殺して改憲を貫徹しようとしている」と改憲阻止と関連付けて批判した。

その他の大衆運動においては、25年から3月11日に定例化している「3・11反原発福島行動」を福島県内で開催した。

同派は、「中核派を「青年・学生の党」に生まれ変わらせよう」と訴え、若者の獲得に向けた取組を強化し、SNSや動画共有サイト上で機関紙の内容を解説する「前進チャンネル」を勧誘活動に積極的に活用するとともに、画像共有アプリケーションの活用を開始した。

同派系の全日本学生自治会総連合（以下「全学連」という。）は、「学生運動の大飛躍」をスローガンに掲げ、全国の大学での「学生自治会建設」や

「全国大学反戦ゼネストの実現」に向け、大学構内に不法侵入するなどの違法行為を犯しながらも同調者の獲得を図った。中でも、京都大学においては、大学による立て看板の設置に関する規程の改定を捉えて、「立て看板規制粉碎」を訴える集会、デモ等に取り組んだ。また、同年9月に都内で開催した全学連第79回定期全国大会において、東京大学の現役学生を委員長とする新執行部体制を確立し、執行部の若返りを強調した。

一方、19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、原発再稼働、憲法改正、普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる問題を捉えて取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

党中央は、今後も、「国鉄闘争」を基軸に、国際連帯や改憲阻止を中心とした各種闘争を継続し、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、原発の再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(3) 革労協

革労協主流派は、「農地強奪阻止」をスローガンに、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「北原グループ」という。）が主催する闘争に参加するとともに、独自の成田現地闘争（集会、デモ）に取り組んだ。また、働き方改革関連法案を「労働者虐殺法」などと批判し、同法案「粉碎」を訴え、国会周辺で抗議行動に取り組むとともに、皇位継承を捉え、「天皇代替わりに反対し天皇制を終わりにしよう！」などと主張し、都内で集会、デモに取り組んだ。

このほか、同派内で発生した部落差別問題等を受け、依然として自己批判に取り組んでいることを機関紙で明らかにした。

革労協反主流派は、ソマリア沖海賊対処行動や自衛隊演習場における米軍の実弾射撃訓練、普天間飛行場の名護市辺野古移設を批判し、集会、デモ等を行うなど、反戦・反基地闘争を重点に取り組んだ。また、関西電力大飯発電所3、4号機等の再稼働や電源開発大間原子力発電所の建設に反対し、現地に活動家を動員するなど、反原発闘争に取り組むとともに、働

き方改革関連法案採決阻止を訴え、国会周辺で抗議行動に取り組んだ。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(4) 成田空港をめぐる情勢

成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）と北原グループとの間では、航空機の運航と成田国際空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として争われている。そのうち、平成28年に北原グループが提起した、空港会社側の勝訴が確定している土地明渡し裁判に関して、土地、建物に対する強制執行停止を求める訴訟は、30年9月に結審し、この間、千葉地方裁判所で口頭弁論が行われた日に合わせ、同グループ及びこれを支援する極左暴力集団が、「強制執行阻止」を訴える集会、デモ等に取り組んだ。

また、同年3月には、国、千葉県、空港周辺市町及び空港会社で構成される四者協議会が、かねてから提案されていた第3滑走路の整備等に合意した。こうした成田国際空港の機能強化に向けた動きに対し、北原グループ及びこれを支援する極左暴力集団は、「成田空港機能強化攻撃粉碎」などと主張して、反対行動に取り組んだ。

極左暴力集団は、引き続き、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがある。

(5) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査及び非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラー等を推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進した。

警察は、平成30年中、偽名宿泊をした中核派（党中央）非公然活動家1人を有印私文書偽造・同行使罪、旅館業法違反で逮捕した（8月、警視庁）ほか、京都大学の構内に無断で侵入し、機関紙やビラを配布した中核派（党中央）系全学連活動家3人を建造物侵入罪で逮捕（11月、京都）するなど、極左活動家8人を検挙した。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団に対する取締りを徹底することとしている。

3 オウム真理教

(1) 教団の状況

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名の上祐派が活動している。

なお、公安審査委員会は、平成30年1月22日、教団に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるなどとして、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、観察処分の期間を3年間（平成33年（2021年）1月末まで）更新する決定を行った。

ア 死刑の執行をめぐる動向

法務省は、平成30年7月6日及び同月26日、地下鉄サリン事件等13事件の首謀者として殺人等の罪に問われ、18年9月に死刑が確定した松本をはじめ、教団による一連の事件で死刑が確定していた13人全員に対する死刑を執行した。

このような中、主流派では、松本に対する死刑の執行後においても、信者の動揺を抑えるため、同人が依然として絶対的な存在であることを強調するとともに、同人の説いた教義に沿った運営を続けているものとみられる。

一方、上祐派は、教団に対して社会の関心が向けられる中、報道機関の取材等を通じて、教団による一連の事件の被害者に対する補償や再発防止に一層取り組むことを強調した。

イ 松本への絶対的帰依を強調する主流派

主流派は、平成30年中も依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、説法会等を定期的に行い、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたり、同人への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱

和する修行等に取り組みせたりするなど、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。また、「Aleph (アレフ)」では、松本の二男の教団復帰をめぐる動向に端を発して生じた内紛に伴い、二男の教団復帰を支持する最高幹部を中心とする執行部がこれまで複数の幹部信者等を処分するなど、統制を図ってきたが、絶対的な存在である松本の地位の継承や指導体制の変化はこれまでのところ確認されていない。

なお、執行部により排除された信者の一部は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph (アレフ)」とは一定の距離を置いて活動を継続しているとみられる。

今後も主流派は、松本が依然として絶対的な存在であることを強調するとともに、同人の説いた教義に沿った運営を行いながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられる。

ウ 松本の影響力払拭を装う上祐派

上祐派は、同派のウェブサイトにも旧教団時代の「反省・総括の概要」を掲載したり、各種メディアを通じて松本からの脱却を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、上祐史浩代表が出演するトークイベントを活用したり、著名人との対談や報道機関の取材を積極的に受け入れたりするなどして、「開かれた教団」のアピールに努めている。また、同派は、宗教団体ではなく「思想哲学の学習教室」であるとして、一部法具等の使用停止や祭壇の廃止等、組織の刷新をアピールするなどしている。このような中、同派は、平成27年に更新された団体規制法に基づく観察処分の決定に対して、同年6月1日に提起した同決定の取消しを求める行政訴訟が係属中であるところ、30年に更新された観察処分の決定に対しても、同年2月に同決定の取消しを求める行政訴訟を提起している。また、松本を絶対とする「Aleph (アレフ)」を批判して自派の活動を正当化するなどし、団体規制法に基づく観察処分の適用回避に向けた取組に全力を挙げている。

今後も上祐派は、松本からの脱却を装いながら、観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っていくものとみられる。

エ 組織拡大に向けた動向

教団は、15都道府県に35か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,650人とみられる。

主流派は、教団名を秘匿し、街頭や書店において声掛けを行ったり、SNSを利用し宗教色を感じさせない各種イベントを開催したりして、青年層を中心に接触を図り、ヨガ教室に勧誘するなどして新規信者を獲得している。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している上祐代表の説法会や「集中セミナー」、各地の神社仏閣や自然を訪ねる「聖地修行」等の行事への参加を呼び掛けるとともに、様々なメディアを通じて同派の活動を積極的に発信するなどして、信者の獲得を図っている。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とするなど、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があり、その本質に変化がないと認められる。よって、警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。

平成30年中は、教団名を隠しながら仏教に関する勉強会の勧誘活動を行い、入会契約を被勧誘者と締結した際に、契約書等の必要な書面を交付しなかったほか、契約解除を妨げるため、被勧誘者に対シアレフではないなどと不実の告知をした主流派出家信者1人を特定商取引に関する法律違反で検挙した（1月、北海道）。また、マンションの一室を教団の施設として使用する目的であるのに、教団名を秘匿して不正に賃借権を取得した主流派出家信者1人を詐欺罪で逮捕した（2月、京都）。

一方、地下鉄サリン事件から23年が経過し、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念される。そのため、警察では、教団の現状について広報したり、教団の組織的違法行為の検挙事例や警戒活動等教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して情報発信を行ったりしている。また、教団施設周辺の警戒警備活動を実施している。

4 日本共産党

(1) 党勢拡大に向けた取組

日本共産党は、平成29年12月の第3回中央委員会総会で、今後の野党共闘の推進と共産党の議席伸長を両立させるためには「いまの党勢はあまりにも小さい」として、次期参院選が行われる1年前の30年7月末までに、28年の参院選時の現勢を回復し、さらにはそれを上回ることを目標に掲げた。しかしながら、その後の党勢拡大は振るわず、「連続的に後退が続く状況」になったことを受け、30年6月の第4回中央委員会総会で、同月11日から9月30日までの間を、「参議院選挙・統一地方選挙躍進 党勢拡大特別月間」に設定し、集中的に党勢拡大に取り組むことを決定した。具体的には、党員拡大で1万6,000人以上の増加、機関紙購読者拡大で日刊紙1万6,000人以上の増加、日曜版で8万3,000人以上の増加が必要であるとした。

また、この特別月間の成功に向けて、日本民主青年同盟による大学の新生等に対する組織拡大に成果が上がっていることなどを取り上げ、「いま強く大きな党をつくる条件は大いにある」と強調し、「目標達成の最大のカギは、全支部・全党員が参加する運動にしていくことにある」として、下部組織に対する指導や援助を強めることなどを呼び掛けた。

共産党は、同年10月の第5回中央委員会総会で、特別月間の結果について、4,355人が新たに入党し、機関紙購読者数は日刊紙で844人、日曜版で6,691人がそれぞれ増加し、同年7月に発刊を開始した日刊紙の電子版の購読者数は2,000人を超えたと公表した。この結果は、目標には大きく届かなかったが、志位和夫委員長は、「党勢の連続後退から前進へと転ずることができたことは貴重な成果」とし、党勢が増加に転じたことを評価した。しかし、特別月間終了直後の10月中の機関紙購読者数は、電子版で137人の増加となったものの、日刊紙で1,875人、日曜版で4,807人がそれぞれ減少した。共産党は、平成31年（2019年）に行われる統一地方選や参院選に向けて、30年を「力をつける年」と位置付けていたが、党勢の後退傾向に歯止めをかけることはできないものとみられる。

(2) 参議院議員通常選挙に向けた動向

共産党は、次期参院選について、比例代表では得票数850万票、得票率15

%及び7議席以上の獲得、選挙区では現有3議席（東京、京都、大阪）以上の獲得を目標に掲げている。

第5回中央委員会総会では、全国に32ある1人区で野党統一候補の擁立を目指すとした上で、本格的な野党共闘を実現させるためには、共闘する野党間で、①共通公約の作成、②相互推薦・相互支援、③政権奪取後の政権構想に関する合意の3点が必要であるとして、政党間の協議を速やかに開始することを呼び掛けた。また、参院選で共闘する野党と共産党が議席を大きく増やすことが、同党の提唱する「野党連合政権」の樹立に向けた第一歩であると訴えた。

この「野党連合政権」は、平成29年1月の第27回党大会で提唱されたもので、党綱領において民主連合政府の前段階の政府として規定されている「さしあたって一致できる目標の範囲」での統一戦線政府に位置付けられており、共産主義社会の実現という同党の目標に向けた1つの段階に当たると言える。

さらに、31年春の統一地方選での同党の議席の大幅な増加が参院選での野党共闘を実現する「大きな力」になると強調し、統一地方選を参院選の前に行われる重要な選挙と位置付けた。地方政治では、多くの都道府県、政令市等で共産党を除く「オール与党」政治が継続している」として、統一地方選では、野党共闘ではなく、「自民・公明対共産党」の対決構図で臨むことを原則とし、共産党の地方議員の政策や実績等を訴えて支持拡大を図る方針を示すとともに、比例代表を中心とした参院選での議席増加に向けた取組を同時に強めるよう訴えた。

共産党は、今後、参院選と統一地方選に向けた活動を強め、「野党連合政権」の樹立を目指し、参院選での野党共闘の実現に注力するものとみられる。

(3) 全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）は、平成30年5月1日、都内・代々木公園に約2万8,000人（主催者発表）を集め、「9条改憲反対！戦争法廃止 安倍政権の退陣を！」等のスローガンを掲げ、「第89回中央メーデー」を開催した。来賓として出席した共産党の志位委員長は、「市民と野党の共闘で安倍政権を倒し、新しい政治をおこし、野党連合政権をめざそ

う」などと訴えた。中央メーデーの集会後に行われたデモ行進には共産党の国会議員や共産党本部職員らが参加した。

また、同年7月26日から28日までの3日間、都内で第29回定期大会を開催し、来賓として出席した共産党の小池晃書記局長は、「安倍政権打倒の鍵は、労働者、国民のたたかい、市民と野党の共闘が握っている」と強調した上で、「全労連の出番の情勢だ」と述べた。

全労連は、今後も引き続き、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対する運動に取り組むものとみられる。

5 大衆運動

大衆団体等は、平成30年中も、沖縄米軍基地問題や原子力政策等の様々な社会情勢を捉えて反対運動を展開した。

(1) 沖縄県内における反基地運動

沖縄県内では、普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、県内外の大衆団体等が、移設工事の中止等を訴え、連日、移設先であるキャンプ・シュワブ周辺において抗議行動に取り組み、工事関係車両の通行に対し、道路での座込み、立ち塞がり等、危険な妨害活動を繰り返した。

また、平成30年8月11日、那覇市内において約7万人（主催者発表）を集め、「土砂投入を許さない！ジュゴン・サンゴを守り、辺野古新基地建設断念を求める8・11県民大会」を開催し、「翁長知事の遺志を引き継いで、引き続き辺野古新基地建設反対を行って行く」と訴えた。

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、30年中、同県内の反基地運動に伴って発生した違法行為に関連して、警備に当たる警察官に暴行を加えた公務執行妨害罪等で9件延べ9人、通行中の工事車両を妨害するなどした道路交通法違反で8件延べ8人等の合計20件延べ22人を検挙した。

大衆団体等は、今後も引き続き、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を捉え、反基地運動に活発に取り組むものとみられる。

(2) 原子力政策をめぐり反対運動

大衆団体等は、反原発を主張し、毎週金曜日の首相官邸前での抗議行動

に取り組んだ。また、平成30年3月21日、都内・代々木公園に約1万2,000人（主催者発表）を集め、「いのちを守れ 暮らしを守れ フクシマと共に

3・21さようなら原発全国集会」を開催したほか、同年9月17日には、同所に約8,000人（主催者発表）を集め、「9.17さようなら原発全国集会」を開催した。

30年中、関西電力は、福井県の大飯発電所3号機（3月14日）及び同4号機（5月9日）を、四国電力は、愛媛県の伊方発電所3号機（10月27日）を、九州電力は、佐賀県の玄海原子力発電所3号機（3月23日）及び同4号機（6月16日）をそれぞれ再稼働させた。大衆団体等は、これら再稼働に際し、発電所前等で抗議行動に取り組んだ。

大衆団体等は、今後も引き続き、原子力政策を捉え、反原発運動に取り組むものとみられる。

(3) 憲法改正等をめぐる反対運動

大衆団体等は、憲法改正反対等を主張し、平成30年5月3日、都内・東京臨海広域防災公園に約6万人（主催者発表）を集め、「9条改憲NO！平和といのちと人権を！5・3憲法集会2018」を開催したほか、大阪府・扇町公園に約2万人（主催者発表）を集め、「安倍9条改憲を許さない！5・3おおさか総がかり集会」を開催した。

また、同年11月3日には、国会議事堂前に約1万8,000人（主催者発表）を集め、「止めよう！改憲発議ーこの憲法で未来をつくる11・3国会前大行動ー」を開催した。

このほか、同年4月14日には、国会議事堂前において、約3万人（主催者発表）を集め、「安倍政権は退陣を！あたりまえの政治を市民の手で！0414国会前行動」を開催した。その際に、警視庁は、警備に当たっていた警察官を突き飛ばす暴行を加えた男を公務執行妨害罪で逮捕した。

大衆団体等は、今後も引き続き、憲法改正に反対する運動をはじめ、国内外の諸情勢を捉えた運動に取り組むものとみられる。

(4) 反グローバリズム運動

海外では、反グローバリズムを掲げる勢力や労働組合が、2018年11月から12月にかけてアルゼンチンで開催されたG20ブエノスアイレス・サミットに

において、「G20はいらない」、「帝国主義の侵略を許すな」などと訴え、ブエノスアイレス市中心部で2万人以上を集めたデモに取り組んだ。

一方、国内では、反グローバリズムを掲げる勢力が、過去、国内で開催された国際会議に対して抗議行動に取り組んでおり、G20大阪サミットに対しても、ウェブサイトにおいて、開催に伴う治安体制の強化を捉えて国内諸勢力に連帯を呼び掛けるなど関心を示した。

なお、過去に我が国で開催された国際会議に対する抗議行動は、平成20年の北海道洞爺湖サミットをピークに参加者が減少しているが、国内の反グローバリズムを掲げる勢力は、平成31年（2019年）のG20大阪サミットに向けて、海外や国内の諸勢力から支援を受け、集会やデモ等の抗議活動に取り組むものとみられ、そのような支援が得られる関係を構築するため、欧州やアジアの反グローバリズムを掲げる勢力が開催した集会に関係者を派遣している。

(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動

南極海における我が国の鯨類科学調査に対して執ようかつ過激な妨害活動を繰り返している環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）は、平成29年度の新南極海鯨類科学調査に対して、抗議船は派遣せず、妨害活動には取り組まなかった。

一方、和歌山県太地町のイルカ漁をめぐるっては、漁が解禁となった30年9月、2年ぶりに活動家を現地に派遣し、イルカ漁の様子をビデオ撮影し、漁に反対する主張をウェブサイトに公表するなどの抗議活動に取り組んだ。

また、同月、反捕鯨活動家らが、世界十数か国において、イルカ漁解禁に合わせて在外日本公館等への抗議行動を行う反イルカ漁キャンペーン「ジャパン・ドルフィンズ・デー」に取り組み、国内では、動物権利団体の活動家等がこれに連帯し、10か所で街頭抗議等を行った。

和歌山県警察では、23年以降、「太地町特別警戒本部」を設置し、同町に設置した臨時交番を拠点に、関係機関と連携した警戒活動を推進するとともに、海上保安庁等との合同警備訓練を実施している。また、警察は、法務省入国管理局等の関係機関と連携して水際対策を推進しており、30年中、同局

によって、シー・シェパード活動家2人が我が国への上陸を拒否された。

シー・シェパードをはじめとする反捕鯨勢力は、今後も我が国の鯨類科学調査やイルカ漁をめぐる、様々な抗議活動に取り組むものとみられる。

第2 外事情勢

1 北朝鮮

(1) 朝鮮総聯

ア 第24回全体大会の開催

朝鮮総聯は、平成30年5月26日及び27日の2日間、最高決議機関であり4年に1回開催される第24回全体大会を開催した。全体大会では、中央常任委員会委員が改選されたが、許宗萬議長ホジョンマンらは留任した。金正恩党委員長は、大会に際して朝鮮総聯に対して書簡を送付し、「主体の思想体系、領導体系」の徹底的な確立、「各界各層の同胞との民族団合事業」の実施、「社会主義強国建設に対する特色ある貢献」等を要求した。許宗萬議長は大会で、「敬愛する元帥（金正恩党委員長）の綱領のお言葉を間違いなく徹底的に貫徹しなければならない」などと述べ、金正恩党委員長の指示に忠実に従った報告を行った。

イ 南北首脳会談の開催等を受けた動向

朝鮮総聯は、平成30年4月27日、史上3回目の南北首脳会談の開催を受け、「今回の首脳会談が我が民族同士理念に基づき、朝鮮半島における敵対関係に終止符を打ち、平和と繁栄、統一の新しい時代への出発点になるものと確信している」などとする声明を発表した。また、朝鮮総聯中央本部国際統一局は、同年8月30日、「我々は、民団中央が板門店宣言の精神に則り、我が民族と在日同胞社会の和解と団結への道を共に歩むことを心から期待してやまない」とする声明を発表するなど、民団（在日本大韓民国民団）に対して民族団結を呼び掛けた。

ウ 北朝鮮建国70周年等をめぐる動向

朝鮮総聯は、平成30年中、北朝鮮の「光明星節」（故・金正日国防委員長の誕生日である2月16日）、「太陽節」（故・金日成主席の誕生日である4月15日）、北朝鮮建国70周年（9月9日）等に合わせて訪朝団を派遣するなど、北朝鮮における各種行事に参加した。

朝鮮総聯は、北朝鮮建国70周年に際して、祝賀宴や慶祝中央大会を開催した。また、金正恩党委員長から「朝鮮半島の平和と繁栄、統一の新時代を広げていく現実的要求に合わせ、各界各層の同胞との民族団結事業と統

「一愛国運動」を推進することなどを求める書簡が送られたのに対し、中央常任委員会から金正恩党委員長に宛てた書簡で「敬愛する最高領導者同志の祝賀文で示された課業を徹底的に貫徹する」などと応じ、改めて忠誠を誓った。

エ 抗議・けん制等の動向

朝鮮総聯は、平成30年4月27日及び同年9月27日、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用対象から除外されたことをめぐる裁判でいずれも学校側が敗訴したことに関連し、これらの判決を「不当判決」と非難したほか、報告集会を開催するなど、抗議・けん制活動を展開した。また、朝鮮学校への高校授業料無償化制度の適用や補助金支給を主張し、街頭における宣伝活動や自治体に対する要請活動を行った。

オ 今後の見通し

許宗萬議長は、第24回全体大会の報告において、金正恩党委員長の指示に従い、組織強化を図ることや、在日朝鮮人コミュニティ内で民族団結事業を進めること、北朝鮮の経済建設に対して積極的な貢献を行っていくことなどを指示しており、朝鮮総聯は、今後、南北関係の進展等の情勢に呼応する形でこれらの方針に従った動きを見せるものとみられる。

また、朝鮮学校への高校授業料無償化制度の適用や補助金支給をめぐる問題等について、引き続き抗議・けん制活動や各種宣伝活動、要請活動を展開するとみられる。

(2) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙

我が国は、北朝鮮による拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、平成18年以降、独自の対北朝鮮措置を講じている。

日本政府は、29年4月7日、対北朝鮮措置（全ての北朝鮮船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安全保障理事会の決定等に基づいて制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置並びに北朝鮮との間の輸出入禁止措置）の2年間延長（31年4月13日まで）を決定した。

警察では、18年以降、これまでに38件の対北朝鮮措置に係る事件を検挙しており、30年中には、中国・大連を經由して日用品等を北朝鮮向けに不正に輸出した外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件を検

挙した（1月、大阪）。

警察では、引き続き、関係機関との緊密な連携を図りつつ、徹底した取締りを推進していくこととしている。

(3) 北朝鮮からの木造船漂着事案

北朝鮮からのものとみられる木造船の漂流・漂着事案は、平成29年の1年間で104件に上り、30年には既に169件が確認されている（海上保安庁調べ）。29年11月には秋田県由利本荘市において生存者8人が、北海道の松前小島において生存者10人がそれぞれ発見された。

北海道の松前小島における事案では、生存者全員が一貫して「北朝鮮から漁のために来たが、船が故障して漂着した」旨述べたものの、木造船内から、松前小島から持ち出された発動発電機、テレビ等が発見されたことから、北海道警察は、同年12月、船長ら3人を窃盗容疑で逮捕し、その他の乗組員は入国管理局に引き渡すなどした。

その後の捜査により、船長のみが起訴され、30年3月、函館地方裁判所において、懲役2年6月（執行猶予4年）の判決が言い渡された。本事案の生存者は、同年4月までに全員が退去強制となり、中国経由で北朝鮮に引き渡された。

警察では、引き続き、関係機関と連携して、沿岸地域のパトロール等の諸対策を徹底していくこととしている。

2 北朝鮮による拉致容疑事案

(1) 北朝鮮による拉致容疑事案等をめぐる動き

ア 政府の取組

日本政府は、拉致問題の解決は最重要課題であり、その重要性について各国からの支持と協力を得ることが不可欠であるとして、各種国際会議等外交上の機会を捉え、拉致問題に関する理解を求めてきた。安倍首相は、平成30年2月、平昌冬季オリンピック競技大会開会式の際の文在寅大統領主催レセプション会場において、金永南最高人民会議常任委員長に対し、拉致問題、核・ミサイル問題を取り上げ、日本側の考えを伝えた。特に、全ての拉致被害者の帰国を含め、拉致問題の解決を強く申し入れるなど、

日本政府は、北朝鮮に対して繰り返し我が国の基本的考えを伝えている。

イ 警察の取組

警察では、これまでに日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等8件に係る11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っており、更なる実行犯の特定及び指揮命令系統の解明に向けて全力を挙げている。

拉致容疑事案以外にも、警察が北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として捜査・調査の対象としている方は、全国で883人に上っている。警察では、事案の真相解明に向け、25年3月に警察庁警備局外事情報部外事課に設置した「特別指導班」が、継続して都道府県警察を巡回・招致し、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、事案の現地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。また、海難事案として処理されているものについても、海上保安庁との連携を密にして、捜査・調査を行っている。さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、家族の意向等を勘案しつつ、DNA型鑑定資料の採取を実施しているほか（679人）、広く国民から情報提供を求めるため、家族の同意が得られたものについては、事案の概要等を警察庁及び都道府県警察のウェブサイトに掲載している（警察庁のウェブサイト：459人、都道府県警察のウェブサイト：467人）。

(2) 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

日本政府は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を目指し、一体となって取り組んでいるところであり、警察としても、関係機関と緊密に連携を図りながら、拉致容疑事案及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向けた捜査・調査を強力に推進し、拉致被害者の家族や国民の期待に応えるよう、全力を尽くすこととしている。

3 中国

(1) 日中関係

ア 日中首脳会談の開催

安倍首相は、平成30年5月4日、習近平国家主席と初めての電話会談を行った。両首脳は、北朝鮮の非核化に向けて連携していくことや、日中両国が地域・国際社会に対する責任を果たすために一層協力し、ハイレベルでの往来を着実に積み重ねていくことの重要性を確認した。

また、安倍首相は、同年5月9日、公賓として訪日中であった中国の李克強首相と都内で会談した。両首脳は、両国の経済関係の強化、国民交流の促進等の方針で一致するとともに、会談後の署名式では、両国の担当閣僚らが10の国際約束及び覚書を交わした。

さらに、安倍首相は、同年9月12日、東方経済フォーラム出席のため訪問中のロシア・ウラジオストクで習近平国家主席と会談した。両首脳は、2018年が日中平和友好条約署名・締結40周年に当たると同時に、中国の改革開放40周年に当たることを踏まえ、ハイレベルでの往来等を通じ、関係改善の流れを政治、経済等あらゆる分野における具体的な成果につなげ、日中関係を前進させていくとの決意を共有した。

その後、安倍首相は、同年10月25日から同月27日までの間、多国間会議への出席を除き、日本の首相として約7年ぶりに訪中し、同月26日には、北京において李克強首相、習近平国家主席とそれぞれ会談した。李克強首相との会談では、両首脳は、日中関係を新たな段階に進めていくため、戦略的意思疎通の強化が重要との認識を共有し、外交当局間で幅広い分野における対話や交流を深めていくこととなった。また、習近平国家主席との会談では、両首脳は、若い世代を中心とする国民交流を後押ししていくことや、東シナ海問題に関して日中間の意思疎通を強化し、不測の事態の回避に努めることで一致した。

イ 歴史認識問題

2018年7月7日、北京の「中国人民抗日戦争記念館」において、ろこうきょう盧溝橋事件81周年の記念式典が開催された。式典には中国共産党中央政治局常

務委員は出席せず、出席者のトップは蔡奇^{さいき}北京市共産党委員会書記にとどまっております、中国側が日中関係改善の流れを考慮したものとみられる。

中国の陸慷^{りくこう}外交部報道官は、終戦記念日の8月15日に、安倍首相をはじめ、日本の閣僚が靖国神社を参拝しなかったことについて「留意する」としながらも、安倍首相が自由民主党総裁として私費で玉串料を奉納したことや、一部の国会議員が靖国神社を参拝したことにも言及し、「安倍首相が靖国神社に祭祀費を奉納し、一部の国会議員が参拝したことにも留意している」とした。その上で、陸慷外交部報道官は、「中国は、日本に侵略の歴史を適切に直視し、実際の行動でアジアの隣国と国際社会からの信頼を得るよう促す」と述べ、日本をけん制した。

ウ 我が国周辺海空域における中国の動向

(7) 尖閣諸島周辺海域における中国の動向

中国公船は、平成24年9月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島を取得・保有して以降、尖閣諸島周辺海域への接近を繰り返すようになり、同月以降これまでの中国公船の領海侵入日数は延べ225日となった。

30年1月11日には、潜没航行していた中国海軍潜水艦及び中国海軍の艦艇それぞれ1隻が、尖閣諸島の大正島北東の接続水域内に入域した。外国籍の潜水艦が尖閣諸島周辺の接続水域内で確認されたのは初めてであり、海上自衛隊の護衛艦等が対応した。

また、同年6月29日には、海上自衛隊が監視していた中国海軍病院船1隻が、尖閣諸島の大正島北の接続水域に入域した。防衛省が、中国海軍の艦艇が尖閣諸島周辺の接続水域に入域したと公表するのは、28年6月、30年1月に続き3回目となった。

中国は、尖閣諸島周辺に公船等を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、既成事実化を図る狙いがあるものとみられる。

(4) 我が国周辺空域における中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域に限らず、我が国周辺空域でも活動を活

発化させている。

平成29年12月18日、中国軍の爆撃機2機、戦闘機2機及び情報収集機1機が対馬海峡を通過飛行し、初めて日本海まで進出した。

30年4月10日には、中国の偵察用無人機とみられる航空機1機が、尖閣諸島北側の東シナ海を数時間にわたって飛行したほか、同年5月11日には爆撃機4機を含む中国軍機8機が、宮古海峡上空を南北の双方向から通過するなど、中国軍機の活動は拡大傾向にあり、今後も我が国周辺空域における中国軍の活動が拡大するものとみられる。

(2) 中国による対日諸工作等

ア 海外における情報収集活動

米国連邦捜査局（FBI）は、2018年1月15日、国防機密を不法に保持した疑いで、米国中央情報局（CIA）元職員の男性を逮捕した。訴状によると、元職員は、2010年4月、複数の中国情報機関員と接触し、機密情報を提供する見返りに自身の生活の保障として10万ドルを受け取り、要求に応える形で、米国中央情報局員の実名や作戦に関するメモ等の機密情報を繰り返し提供したとされている。

また、米国連邦捜査局は、2018年6月2日、中国の情報機関に軍事関連の機密情報を売り渡したなどとして、国防情報局（DIA）元職員の男性を逮捕した。元職員は、定期的に中国に渡航し、米国内で開催された軍事・情報機関関係の会議で得た情報を中国情報機関に提供し、対価として少なくとも80万ドル以上を受け取ったとされている。

さらに、同年8月には、米複合企業傘下の発電装置メーカーで勤務する中国籍を有する男性が、発電用のタービンに関する技術情報を窃取したとして、米国連邦捜査局に逮捕された。訴状によると、同人は、ステガノグラフィーという手法を使って、タービンに関する技術情報を画像データに埋め込んで隠し、自身の私用電子メールアカウントに送信する方法で技術を盗み、その対価として中国政府から成功報酬を得ていたとみられている。

このほか、米国司法省は、同年10月10日、米国の航空宇宙関連の企業情

報を窃取しようとしたとして、中国国家安全部の幹部を訴追したことを明らかにした。同幹部は、米国の航空宇宙関連企業で勤務する中国系技術者に対して、中国の大学での講演を依頼し、渡航費用や報酬を支払う方法で接近していたとされている。

イ 我が国における諸工作

中国は、我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に技術者、研究者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等の各界関係者に対して積極的に働き掛けるなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

近年では、中国政府、企業、大学等の関係者が、中国国内で深刻化する環境汚染、高齢化等の問題に関連して、これらの分野の先端科学技術を有する我が国の企業等を積極的に訪問するとともに、あらゆる機会を通じて中国への進出や共同研究、技術提供を働き掛けるなどの動向がみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

4 ロシア

(1) 日露関係

ア 日露間の対話

我が国は、ウクライナ危機以降、欧米諸国と足並みをそろえる形でロシアに対して各種制裁を行っている一方で、日露間で今日に至るまで平和条約を締結していないのは異常な事態であるとの認識の下、北方領土問題の解決を含む平和条約締結等について、ロシアとの間で対話を続けている。

2016年12月、プーチン大統領が7年ぶりに来日して日露首脳会談が行われ、北方四島における共同経済活動を行うための特別な制度に関する

協議を開始することで合意した。

その後、2018年9月の日露首脳会談では、北方四島における共同経済活動について、プロジェクト候補の実施に向けたロードマップを承認したほか、プロジェクトの円滑な実施に資する人の移動の枠組みについても、早期の合意に向けて更なる作業を行うことで一致した。さらに、同年11月の日露首脳会談では、両首脳は1956年の日ソ共同宣言に基づいて平和条約交渉を加速させることで合意した。

日露間の対話は、今後も継続していくものとみられる。

イ 北方領土をめぐる動向

我が国との間で首脳間の対話が続く中、ロシアは、北方領土の返還を求め日本に対し、硬軟織り交ぜた外交姿勢を見せている。

2018年3月の日露外相会談では、ラヴロフ外相が陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の日本への配備をけん制し、同年5月の日露首脳会談では、両国は同年後半に日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を開催することで一致した。また、ロシア軍は、同年4月、クリール諸島（北方領土及び千島列島）で軍事演習を開始したと発表した一方、同年9月に冷戦終結後最大規模であるとする軍事演習「ボストーク2018」を実施した際には、演習実施場所から北方領土を外した。

ロシア当局は、同年7月に北方領土の元島民らが航空機で墓参した際、同行した日本政府関係者及び報道関係者の衛星携帯電話機を没収した。

また、プーチン大統領は、外国通信社代表団との同年5月の会見で、北方領土問題について、平和条約締結後の2島引渡しが記されている1956年の日ソ共同宣言に基づき決着させる方針を改めて示し、2018年9月の東方経済フォーラムの全体会合において、年内に前提条件なしで日露平和条約を締結することを安倍首相に提案した。さらに、プーチン大統領は、同年11月に行われた日露首脳会談後の記者会見で、平和条約締結後の2島の主権について、日ソ共同宣言には明記されていない旨強調した。

今後も、ロシアは、我が国に対し、引き続き硬軟織り交ぜた対応を行うものとみられる。

ウ 日露間の経済協力をめぐる動向

安倍首相は、2016年5月にロシア・ソチで開催された日露首脳会談において、プーチン大統領に対し、日露経済交流の促進に向けて、中小企業交流・協力の抜本的拡大、エネルギー、先端技術協力等の8つの項目から成る協力プランを提示した。

また、2018年7月には、2017年に引き続き、国際産業見本市「イノプロム」が、ロシア・エカテリンブルクで開催され、日本政府による経済協力の一環として、我が国からも企業・団体が出展した。

さらに、両首脳は、2018年9月の日露首脳会談で、協力プランの具体化を更に進め、互恵的な日露経済関係を発展させていくことで一致した。

加えて、同年11月には、日本経済団体連合会及びロシア産業家企業家連盟（R S P P）が、都内で第15回日本ロシア経済合同会議を開催し、世耕弘成経済産業相、ガルージン駐日ロシア大使が出席した。両団体は、日露経済分野における諸課題について相互理解を深めることへの関心を表明するとともに、ロシア諸地域における共同投資プロジェクトの実施に向けた協力の重要性を共有したなどとする共同声明を採択した。

今後も、日露間の経済協力の強化に向けた動きが継続していくものとみられる。

(2) ロシアによる対日諸工作等

ロシアの情報機関は、世界各地において依然として活発に活動している。

2018年7月、米国のモラー特別検察官は、2016年3月頃から同年11月までの間、民主党全国委員会（D N C）や米国大統領選挙における民主党のヒラリー・クリントン候補陣営の幹部らのコンピュータにサイバー攻撃を行い、メールや文書を盗んでインターネット上に流出させたとして、G R U所属の軍人12人を選挙不正介入の共同謀議で刑事訴追したと発表した。また、英国捜査当局は、2018年9月、元ロシア情報機関員らが、同年3月に英国・ソールズベリーにおいて神経剤で襲撃された事件をめぐり、ロシア国籍の男2人を容疑者として特定したと発表し、英国のメイ首相は、同人らがG R Uの職員であると発表した。さらに、米国司法省は、同年10月4日、世界ドーピング防止機構（W A D A）等にサイバー攻撃を仕掛けた疑いで、G R Uの情報

機関員7人を起訴したと発表した。

これまで我が国においても、ロシア情報機関員が、駐日ロシア大使館員、駐日ロシア通商代表部員等の身分で入国し、情報収集活動を繰り返し行っている。近年では、2015年12月、元陸上自衛隊幹部が情報機関員とみられる駐日ロシア大使館付武官（当時）に対して陸上自衛隊の部内資料を提供したことを受けて、警視庁が同人らを自衛隊法違反で検挙した。

ロシアは、今後も、駐日ロシア大使館員、駐日ロシア通商代表部員等を装った情報機関員による諸工作を展開するほか、経済代表団や、我が国に進出する企業の社員等を装った情報機関員が、企業間提携、技術交流等を口実とした各種情報収集活動を行うことにより、先端技術の移転工作を展開していくものとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

5 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策

(1) 国際的な取組

大量破壊兵器関連物資等の拡散は、国際社会の平和と安定に対する重大な脅威となっている。我が国は、大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するため国際法及び各国国内法の範囲内で執り得る措置を検討・実践する国際的な取組である「拡散に対する安全保障構想（P S I : Proliferation Security Initiative）」に、発足当初から積極的に参加している。

警察は、平成30年7月24日から同月26日までの間、我が国の拡散阻止能力及び関係国間の連携を強化するため、P S I 海上阻止訓練（Pacific Shield 18）に参加した。

(2) 違法行為の取締り

警察では、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを推進しており、これまでに36件の大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件を検挙している。過去に検挙した事件では、第三国を経由した迂回輸出の実態や、摘発逃れを目的とする輸出品目及び輸出名義人の偽装が確認されるな

ど、その手口は悪質化・巧妙化している。

警察では、国内外の諸情勢を的確に把握・分析し、関係機関と緊密な連携を図りつつ、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを強化していくこととしている。

6 不法滞在者対策

(1) 外国人入国者の動向

平成30年上半期の訪日外国人旅行者数は約1,590万人（日本政府観光局（JNTO）暫定値）と、前年同期（約1,376万人）より約214万人増加するなど、訪日外国人旅行者数は近年急速に増加している。

30年上半期の偽変造旅券等行使による不法入国等（注1）の検挙人員は14人と、前年同期（22人）より8人減少した。このような偽変造旅券等行使による不法入国等事犯の検挙人員は、15年から19年にかけては毎年1,000人以上の高水準で推移していたが、近年減少傾向となっている。

一方、近年の偽造技術の向上により精巧な各種偽造証明書が出回っているほか、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されている。また、入国管理局により外国人個人識別情報認証システム（以下「BICS」という。（注2））が導入された19年11月以降、退去強制歴のある者が、指先を刃物で傷つけるなどして指紋を偽装し、我が国に入国する事案も発生している。

（注1） 偽変造旅券等を行使した不法入国、不法上陸、不法残留及び一部の旅券不携帯（偽変造旅券使用の事実を認めたものの、不法入国・上陸時に使用した偽変造旅券が押収されず、旅券不携帯のみ立件したもの）

（注2） BICS：Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略
来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係機関が保有する
要注意人物等に係る情報を照合するシステム

(2) 外国人の在留をめぐる問題と対策

平成30年6月末の在留外国人数（注）は約264万人と、29年12月末より約7万5,000人増加した（法務省調べ）。政府は、外国人の受入れを推進しており、今後も在留外国人数の増加が見込まれる。

さらに、30年7月1日現在の不法残留者数は約6万9,300人と、同年1月

1日より約2,800人増加した。国籍別ではインドネシアとベトナムが、在留資格別では特定活動がそれぞれ大幅に増加した。また、法務省の統計によれば、29年中に失踪した技能実習生の数は約7,000人（前年比約4割増）であった。不法残留者や失踪した技能実習生の多くは、警察や入国管理局による摘発を逃れるため、偽造された文書等を使用して在留資格を偽り、不法に就労しているものとみられるほか、在留資格外の活動であることを承知の上で外国人に仕事をあっせんするブローカーや、資格外活動の許可の範囲を逸脱して外国人を雇用する企業等の存在も認められるなど、不法就労等の手口はますます悪質化・巧妙化している。

このような情勢の中、警察が入国管理局との合同摘発や集中取締りを積極的に推進した結果、30年上半期の来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員と同法第65条による入国警備官への引渡し人員の合計は1,994人（暫定値）と、前年同期（1,782人）より212人増加した。

警察では、今後も不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や偽装滞在を助長する集団密航、旅券・在留カード等の偽変造、偽装結婚、不法就労等の取締りを一層強化することとしている。

（注） 中長期在留者と特別永住者の合計数

第3 国際テロ情勢

1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威

I S I Lは、2014年にカリフ制国家の樹立を宣言した後、その過激思想に影響を受けた多くのイスラム教徒を世界中から引き付け、イラク及びシリアにおいて勢力を増大させたが、2017年中、諸外国の支援を受けたイラク軍やシリア軍等の攻撃により、両国における支配地域の大部分を失った。

しかし、2018年中、その残存勢力は、依然として攻撃を行う能力を有し、シリアでは、東部のデリゾール県の一部に支配地域を維持するなど、活動を継続している。

I S I Lは、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対I S I L有志連合」参加国、ロシア、イラン等に対するテロを実行することや、爆弾や銃器が入手できない場合にはナイフ、車両等を用いてテロを実行することを呼び掛けてきており、同年8月には、指導者のアブー・バクル・アル・バグダーディの声明が発出され、世界各地でテロを実行するよう改めて支持者に呼び掛けた。2018年中も、I S I L等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生し、I S I Lは、インターネットを活用してこれらのテロ事件を称賛するとともに、効果的な作戦として推奨するなどして、更なるテロの実行を呼び掛けた。

イラク及びシリアでI S I Lが支配地域の大部分を失ったことや、各国がイラク及びシリアへの外国人戦闘員の渡航を規制する措置を講じたことなどにより、I S I Lに参加するためイラク及びシリアに外国人戦闘員が渡航する流れはほぼ停止した。母国又は第三国に所在し、又は渡航する外国人戦闘員が、今後、テロを行うことが懸念されるほか、アフガニスタン、イエメン、リビア等のイラク及びシリア以外の紛争地域が多数の外国人戦闘員を引き付け、当該地域の紛争を激化、長期化させたり、当該地域から世界中に過激思想を拡散させたりすることが懸念される。

外国人戦闘員による母国又は第三国への渡航の動向は、当初懸念されていたほどの規模とはなっていないとされるが、イラク又はシリアからアフガニスタンに移動する外国人戦闘員の数が増えたとされているほか、2017年5月から同年10月にかけてフィリピン南部の都市マラウィで発生したI S I Lを支持する

勢力とフィリピン当局との戦闘で死亡した者には、中東、北アフリカ等の外国人戦闘員が含まれていたとされており、こうした懸念を裏打ちしている。

アル・カーイダ（以下「AQ」という。）については、指導者のアイマン・アル・ザワヒリは、一貫して反米テロ等と呼び掛けているほか、AQ創設時の指導者オサマ・ビンラディンの息子とされるハムザ・ビンラディンが、インターネットを通じて、世界中のイスラム教徒に向けてテロの実行を呼び掛けている。

また、中東、アフリカ、南西アジア等において活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを行っているほか、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けるなど、AQ及びその関連組織は、依然として自らがイスラム過激派を主導する勢力であることを示しており、大きな脅威といえる。

邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案としては、2013年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、2015年1月及び同年2月のシリアにおける邦人殺害テロ事件、同年3月のチュニジアにおけるテロ事件、2016年7月のバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実には発生しており、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

実際にシリアにおける邦人殺害テロ事件では、ISILによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆された。その後も、ISILはオンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指しした。

AQについても、2012年5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかとなっているほか、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が

国に対するイスラム過激派によるテロの脅威の一端を明らかにしたものである。

また、欧米では、非イスラム諸国で生まれ又は育った者が、I S I LやA Q等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化し、自らが居住する国やイスラム過激派が標的とする国の権益を狙ってテロを敢行する、いわゆるホームグロウン・テロリストによる事件が数多く発生している。我が国においても、I S I L関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でI S I Lへの支持を表明する者が国内に存在しており、I S I LやA Q関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性も否定できない。過去には、殺人、爆弾テロ未遂等の罪でI C P Oを通じ国際手配されていた者が、不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

2 日本赤軍及び「よど号」グループ

(1) 日本赤軍

平成12年11月に大阪で逮捕された日本赤軍最高幹部の重信房子については、第一審で懲役20年の判決が言い渡され、22年8月に判決が確定した。現在は、重信を含む日本赤軍メンバー5人が服役している。

日本赤軍は、13年4月、重信が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに、過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

(2) 「よど号」グループ

昭和45年3月31日、故田宮高麿ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入国した。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており（岡本武及びその妻は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。）、このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられている。

平成24年11月の日朝政府間協議では、「よど号」ハイジャック事件等の諸問題が取り上げられたほか、26年11月には北朝鮮の特別調査委員会（28年2月に北朝鮮が解体を表明）が「よど号」グループから事情聴取しているが、「よど号」グループの引渡しに向けた具体的な動きはみられていない。

「よど号」グループは、マスコミ報道等を通じて、ハイジャック事件の非は認めているが、拉致容疑事案への関与は否定しており、我が国政府に対し、拉致容疑事案の被疑者としての引渡要求を撤回するとともに、帰国に向けた協議に応じるよう求めている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。

3 国際テロ対策

テロは、その発生を許せば多くの犠牲を生む。そのため、テロ対策の要諦はその未然防止にある。

一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を制圧・検挙することが必要である。警察では、未然防止及び発生時の対処の両面からテロ対策を推進している。

警察庁は、平成27年6月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の開催までのおおむね5年程度をめぐりとして推進していくべき施策を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表した。警察では、同要綱に基づき、情報収集・分析、入国管理局・税関との協力の下での顔画像情報や指紋情報等を活用した水際対策、警戒警備、

違法行為取締りと事態対処、官民連携といったテロ対策を推進してきたところ、2015年11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質等への対策、ソフトターゲット対策等、各種テロ対策を強化・加速化してきた。

さらに、2017年には、5月の英国・マンチェスターにおける自爆テロ事件、8月のスペイン・バルセロナ等における車両等使用テロ事件をはじめ、世界各地でテロが相次いで発生したことから、警察では、テロ関連情報の収集のほか、不特定多数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者に対して職員や警備員による巡回強化により自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化している。

こうした中、平成31年（2019年）にG20大阪サミットが我が国において開催される予定であり、I S I Lが標的とする各国の要人が来日すること、我が国にはA Qが標的とする米国権益が多数存在することなどを踏まえ、G20大阪サミットに向けて計画的に対策を推進し、国際テロの未然防止に万全を期す必要がある。

(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報の収集及び的確な分析が不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化している。

このほか、インターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年4月、警察庁警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。こうした活動を通じてテロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。また、情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。さらに、警察では、邦人や我が国の権益に関係する

重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等を任務とする国際テロリズム緊急展開班（以下「TRT-2」という。（注））を派遣することとしている。シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおけるテロ事件及びバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件の発生に際しても、TRT-2として、外事特殊事案対策官等を現地等に派遣し、関係国の治安情報機関との情報交換等を行った。

（注） TRT-2

Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseasの略

捜査、人質交渉、鑑識の専門家等で構成

（2） 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国でテロリスト等の出入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。そのため、政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置し、関係機関が行う水際対策の調整を図っている。国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官（全ての国際空港及び一部の国際港湾の危機管理（担当）官は都道府県警察の警察官）が置かれ、関係機関との連携の下、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備の改善等に成果を上げている。また、テロリスト等の入国を阻止するため、事前旅客情報システム（APIS（注1））、BICS、乗客予約記録（PNR（注2））が運用されているところ、警察では、これらの運用に資する情報を提供するなど、関係省庁と連携して水際対策の強化を図っている。

（注1） APIS：Advance Passenger Information Systemの略

航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係機関が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

（注2） PNR：Passenger Name Recordの略

航空券を利用して入国する旅客の予約情報

（3） 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策

爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター等の店舗における購入のほか、インターネットを利用した購入が可能な状況にあり、我が国においても、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生してい

る。

このため、警察では、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省に対し、化学物質11品目の適正な管理について、関係団体等に対する周知・指導を要請するとともに、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管・管理の強化、不審情報の通報等を要請しているほか、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定した体験型の訓練（ロールプレイング型訓練）を行っている。また、近年、爆発物の製造等を目的とした学校からの化学物質窃取事案が発生していることを受け、文部科学省に対し、学校等における化学物質の管理強化等に関する指導を要請している。

さらに、昨今ウェブサイト上で爆発物の製造方法に関する情報を入手したり、インターネット通信販売で原料を入手したりすることにより爆発物を製造する事案が発生していることを踏まえ、爆発物の製造方法等に関する有害情報の発見及びプロバイダ等に対する削除要請を推進している。

このほかにも、諸外国における産業用爆薬を使用したテロ事件の発生等を踏まえて、火薬類そのものの流出を防止するため、火薬類取扱事業者との連携を強化している。

こうした管理者対策に加え、警察では、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして爆発物を用いたテロの未然防止を図っている。

(4) 新幹線における安全対策

平成30年6月9日、新横浜駅から小田原駅の間を走行中の東海道新幹線の車内において、刃物使用による殺傷事件が発生した。

政府は、本事件の発生を受け、内閣官房を中心とした「新幹線における安全確保に関する関係省庁局長級会議」を3回開催し、同年7月20日には、鉄道事業者における取組等を整理した「東海道新幹線車内殺傷事件等を受けて新幹線において緊急に講ずべき当面の対策」がまとめられた。これを踏まえ、鉄道事業者による列車内の自主警備の強化、防犯・護身用具、医療用具の適切な車内配備等のほか、警察による暴漢、テロ対策等に係る専門的知見からの対処要領等の助言、合同訓練の実施等の対策を逐次実施に移していくとと

もに、更に内容の充実を図っていくこととした。

(5) 重要施設の警戒

警察では、原子力関連施設や首相官邸等の我が国の重要施設、米国関係施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を徹底している。

特に、全国の原子力関連施設では、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・防弾仕様の車両等を装備した原発特別警備隊が、24時間体制で警戒に当たっており、東日本大震災を受けて警戒警備に従事する地方警察官216人を平成24年度に増員するとともに、警戒要領を見直し、爆発物使用事案及びNBCテロ事案の対処に係る装備資機材等を整備・拡充して、原子力関連施設の警戒警備を一層強化している。また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、18年8月から経済産業省、文部科学省等（24年9月以降は、原子力規制委員会等）と連携して、警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査等を積極的に実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

(6) NBCテロ対策

NBCテロが発生した場合に迅速・的確に対処するため、9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡）に、高度な装備資機材を配備したNBCテロ対応専門部隊を設置している（総勢約200人体制）ほか、その他の府県警察には、必要な装備資機材を配備したNBCテロ対策班を設置している。これらの部隊は、装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。また、原子力関連施設に対する立入検査等のほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、厚生労働省と緊密に連携して、警察庁職員による特定病原体等所持者等の事務所や事業所に対する立入検査等を実施し、事業者による防護体制や防犯体制の強化を要請している。このほか、平成29年4月に、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対して、監視カメラ設置等の防護措置の実施を義務付けることなどを内容とする放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部が改正され、防護関係規定の運用に関して国家公安委員会による原子力規制委員会への意見陳述等の規定が整備された。平成31年（2019年）9月の施行を予定しているところ、今後、

原子力規制庁と緊密に連携し、放射性同位元素の防護体制の強化を促進していくこととしている。

(7) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化

警察では、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件等において事態の鎮圧、被疑者の検挙等を行うため、サブマシンガン、ライフル銃、自動小銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等の装備資機材や機動力を備えた特殊部隊（SAT：Special Assault Team）を8都道府県警察（北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄）に設置している（総勢約300人体制）。また、全国の機動隊に編成されている銃器対策部隊についても、人的体制及び装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

(8) スカイ・マーシャルの運用

警察では、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の決定を踏まえ、ハイジャック対策を強化するため、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携し、的確な運用を図るとともに、諸外国との情報交換等を通じて対処能力の向上に努め、航空保安を強化している。

(9) 防衛省・自衛隊との連携

警察庁と防衛省・自衛隊においては、平素から緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ等が発生した場合に備え、対処体制の強化を図っている。

具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結した。これに基づき、全ての都道府県警察が、陸上自衛隊の師団等との間で、14年から17年までの間に共同図上訓練を、また、その成果を踏まえ、17年から21年までの間に共同実動訓練を、それぞれ実施した。現在は、陸上自衛隊の連隊等との間で、より実戦的な共同実動訓練を実施している。また、政府は、23年11月、原発等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止対策を強化することを決定しており、その中で、警察庁、防衛省等の関係省庁は、実戦的な共同訓練の実施等において引き続き連携を強化することが示された。これを受け、24年6月に伊方発電所の敷

地を利用した共同実動訓練を実施して以降、各原発においても同様の訓練を実施している。

(10) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき、国家公安委員会・警察庁国民保護計画に定める国民の保護のための措置を実施することとされている。

警察は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる内閣官房、各都道府県等が主催する国民保護訓練に積極的に参加し、住民避難、被災情報の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施している。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市区町村の国民保護計画や市区町村における避難実施要領の作成・変更作業への参画を通じて関係機関との連携強化に努めるとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における住民避難の要領等を習熟するよう努めている。

(11) 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠である。2018年4月にはG7安全担当大臣会合がカナダのトロントで開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、G7ローマ／リヨン・グループ会合をはじめとする各種国際会議に出席し、国際テロ対策に関する議論に参加した。また、警察庁では、テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、例年、「二国間テロ対策協議」及び「地域テロ対策協議」を主催して協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っており、平成30年は、中東等の各地域から治安情報機関幹部等を招へいして二国間テロ対策協議を開催するとともに、同年7月には、東南アジア諸国から治安情報機関幹部を招へいして地域テロ対策協議を実施した。さらに、例年、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催による「国際テロ対策セミナー」を開催しており、

30年においても9月から10月にかけて、アジア、中東、アフリカ等から治安情報機関担当者を招へいし、国際テロ対策に関するノウハウの提供を行った。

テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び各国治安情報機関との関係強化の観点から、こうした国際協力は極めて重要であり、今後とも積極的に推進していくこととしている。

このほか、我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等が求めている国際テロリストの財産の凍結等にも取り組んでおり、27年10月には、従来、外為法では規制されていなかった国際テロリストに係る国内取引を規制する、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法を施行させた。我が国では、同特別措置法及び外為法に基づき、406個人106団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置を執るべき国際テロリストとして公告している。

第4 サイバー空間における警備情勢

1 サイバー攻撃に関する情勢

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっている。こうした中、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）といったサイバー攻撃が世界的規模で頻発するなど、その脅威は、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっている。サイバー攻撃には、①攻撃の実行者の特定が難しい、②攻撃の被害が潜在化する傾向がある、③国境を容易に越えて実行可能であるといった特徴があり、我が国において、この脅威に対する対処能力の強化が求められている。

(1) サイバーテロ

情報通信技術が浸透した現代社会において、重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃はインフラ機能の維持やサービスの供給を困難とし、国民の生活や社会経済活動に重大な被害をもたらすおそれがある。我が国では、これまでサイバーテロは発生していないが、海外では、不正プログラムによって金融機関のシステムや原子力関連施設の制御システムの機能不全を引き起こす事案が発生している。

サイバーテロに用いられる手口としては、セキュリティ上のぜい弱性を悪用するなどして攻撃対象のコンピュータに不正に侵入するもの、不正プログラムに感染させることにより管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令するものなどがある。

(2) サイバーインテリジェンス

近年、情報を電子データの形で保有することが一般的となっている中、軍事技術への転用も可能な先端技術や、外交交渉における国家戦略等の機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンスの脅威が、世界各国で問題となっている。

サイバーインテリジェンスに用いられる手口としては、市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付して、業務に関連した正当

なものであるかのように装った電子メールを送信し、これを受信したコンピュータを不正プログラムに感染させるなどして、情報の窃取を図る標的型メール攻撃が代表的である。また、我が国に対するテロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえると、物理的なテロの準備行為として、重要インフラ事業者等のシステムに侵入し警備体制に関する情報を窃取するなどのサイバーインテリジェンスが行われるおそれがある。さらに、対象組織の職員が頻繁に閲覧するウェブサイトを改ざんし、当該サイトを閲覧したコンピュータに不正プログラムを自動的に感染させる手口による水飲み場型攻撃も発生するなど、その手口はますます巧妙化・多様化している。

(3) 国内におけるサイバー攻撃の発生状況

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンス事案が頻発しており、我が国にとって大きな脅威となっている。

平成27年6月、日本年金機構に対するサイバー攻撃により、同機構が保有する個人情報が流出したことが公表されたほか、我が国の複数の機関、団体、事業者等において、サイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生していたことが明らかとなった。また、30年2月には、国立研究開発法人産業技術総合研究所に対し、外部から不正アクセスがあったことが確認され、同年7月に同研究所のメールシステムや管理用ネットワーク内のシステムへの不正アクセスにより、知的財産に関する情報や個人情報の窃取又は閲覧が行われた可能性があるとの調査結果が発表された。

サイバーインテリジェンスにより機密情報が窃取されると、我が国の治安、安全保障や外交に重大な影響が生じるおそれがある上、重要インフラの基幹システムの設計やぜい弱性に関する情報が窃取された場合、それらが悪用され、サイバー攻撃が実行されるおそれもある。

このほかにも、27年9月以降、国内のウェブサイトが閲覧不能に陥る事案が連続的に発生している。これらの事案に関して、国際ハッカー集団「アノニマス」を名のる者が、犯行声明とともにイルカ漁や捕鯨に対する抗議をインターネット上に投稿しており、警察ではこれらの関連性を含めて捜査を進めている。

これらのような、我が国の民間事業者や政府機関に対するサイバー攻撃については、手口の更なる巧妙化・多様化が懸念される。

(4) 国外におけるサイバー攻撃の発生状況

ア 発生状況

2017年5月、日本を含む世界約150か国において、政府機関、病院、銀行、大手企業等のコンピュータが「WannaCry」等と呼ばれるランサムウェアに感染する事案が発生した。これにより、英国の病院で患者のファイルが確認できなくなる、救急車の搬送先が変更になる、手術が中止になるなどの影響が生じた。また、同年6月には、ウクライナをはじめとする世界各国において、政府機関、原子力発電所、銀行、空港等のコンピュータが「NotPetya」等と呼ばれるランサムウェアに感染し、業務が停止するなどの影響が生じた。

このほか、大規模行事におけるサイバー攻撃が発生しており、同年にドイツで開催されたG20ハンブルク・サミットに際しては、参加国の関係者等に対し、実際に開催される関係会合への招待状であるかのように装ったファイルを用いた標的型メール攻撃が行われたとみられている。また、2018年2月には、平昌冬季オリンピック競技大会の開会式において、大会システムへのサイバー攻撃により、公式ウェブサイトがダウンしてチケットが印刷できなくなる、会場内Wi-Fiが停止するなどの障害が発生した。

今後、世界規模でのサイバー攻撃の発生等が懸念される。

イ 各国における情勢

(7) 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成を支援するため、様々な形でサイバー攻撃を敢行しているとみられている。

特に最近では、北朝鮮は外貨獲得を目的としてサイバー攻撃を頻繁に敢行しているとみられており、仮想通貨に関連した資金調達においても、ビットコイン取引所へのサイバー攻撃やビットコイン採掘(マイニング)が指摘されている。韓国警察庁は、北朝鮮が2017年7月から同年8月にかけてサイバー攻撃により仮想通貨取引所からビットコインの窃取を企図したと公表した。また、同年12月、米国は、同年5月に発生した

「WannaCry」等と呼ばれるランサムウェアの感染事案について、北朝鮮によるものであるとして、北朝鮮を非難する旨発表した。我が国としては、同事案の背後に北朝鮮の関与があったと断定し、米国の発表を支持した。さらに、2018年9月、米国司法省は、同国の映画会社ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメントを標的とした2014年11月のサイバー攻撃等に関与したとして、北朝鮮人ハッカーを訴追したと発表した。また、同訴追を受け、米国財務省は、同人及び関係したとされる北朝鮮企業を制裁対象に指定したと発表した。

(イ) 中国

中国には、サイバー攻撃を敢行する様々な攻撃主体が存在し、その一部には人民解放軍等の関与が指摘されている。これらの攻撃主体は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を敢行してきたとみられている。

2018年6月、中国政府が関与するハッカー集団が米海軍の請負業者にサイバー攻撃を行い、米軍が2020年までに配備予定の超音速対艦ミサイル等に関する情報を窃取したと報道された。

また、2018年10月、米国司法省は、航空機のエンジンに関する情報を含む知的財産や機密情報の窃取を企図した米国等の企業に対するサイバー攻撃に関与したとして、中国国家安全部（MSS）の地方支部職員ら10人を起訴したと発表した。

(ウ) ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するためにサイバー攻撃を敢行しており、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためにサイバー攻撃を敢行してきたとみられている。

2018年4月、米国及び英国政府は、ロシア政府が世界各国の政府機関、重要インフラ事業者等のネットワークインフラ機器にサイバー攻撃を仕掛けているとして警告する共同声明を発表した。また、同年中には、米国が、民主党陣営が使用するコンピュータシステムへのサイバー攻撃等により、2016年の米国大統領選挙への介入に関与したとして、ロシア国

籍の個人やロシア関連の企業を複数回にわたって起訴するなどした。さらに、2018年8月には、ロシア政府とつながりのあるハッカーが同年11月の米国中間選挙への干渉の一環として、米国の保守系政策研究機関のウェブサイトに対して攻撃を仕掛けていたと報道された。

このほか、同年10月、米国司法省は、世界ドーピング防止機構（WADA）や米国の原子力関連企業ウエスチングハウスに対するサイバー攻撃に関与したとして、ロシア連邦軍参謀本部情報総局（GRU）当局者7人を起訴したと発表した。また、英国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドは、WADA等に対するサイバー攻撃にGRUが関与しているとして非難する声明を発表した。さらに、英国及びオランダは、GRUが関与した化学兵器禁止機関のネットワークへの不正侵入未遂行為等が確認されたとして非難する共同声明を発表した。

2 サイバー攻撃対策

(1) 体制

警察庁では、サイバー攻撃対策室が、都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たるとともに、サイバー攻撃対策室長を長とするサイバー攻撃分析センターにおいて、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析を実施している。

また、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在する14都道府県警察（注）には、サイバー攻撃特別捜査隊を設置している。サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃に係る捜査に関する専門的な知識、技能及び経験をいかし、設置された都道府県におけるサイバー攻撃対策のみならず、他の都道府県警察に対して技能・技術・体制面の支援を行うことにより、サイバー攻撃事案に対する警察全体の捜査能力の向上を図っている。このほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても、中核的な役割を果たしている。

さらに、警察では、サイバー攻撃対策の技術的基盤として、警察庁及び地方機関にサイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設置しており、都道府県警察に対する技術支援を実施している。また、警察庁のサイバーフォースセン

ターは、全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時には技術的な被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等を行う拠点として機能するほか、24時間体制によるサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析、全国のサイバーフォースに対する指示等を行っている。

(注) 14都道府県警察

北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

(2) サイバー攻撃の実態解明

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めている。また、各国治安情報機関との情報交換を行うとともに、ICPOを通じるなどして、外国捜査機関との間で国際捜査協力を積極的に推進している。

平成29年3月には、インターネットに接続されたコンピュータを不正プログラムに感染させ、同コンピュータに接続した外部記録媒体に保存されている情報を窃取する手口を把握したことから、警察庁ウェブサイト「@police」において、適切な被害防止対策を講ずるよう注意喚起を行った。また、サイバー攻撃事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内の攻撃インフラの機能停止を促進している。

(3) 官民連携の推進

サイバー攻撃による被害を未然に防止するため、警察では、サイバーテロの標的となるおそれのある重要インフラ事業者等との間で構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置している。この協議会の枠組み等を通じ、個別訪問によるサイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練やサイバー攻撃対策セミナーを実施し、サイバー攻撃のデモンストレーションや事案対処シミュレーション等を行うことにより、緊急対処能力の向上に努めている。また、

警察では平素から、事業者等に対し、事案発生時における警察への通報を要請するとともに、我が国の事業者等に対するサイバー攻撃の呼び掛け等を警察が認知した場合は、攻撃対象とされた事業者等に対して速やかに注意喚起を行い、被害の未然防止を図っている。

このほか、サイバーインテリジェンスの標的となるおそれの高い先端技術を有する全国7,769の事業者等（平成30年7月現在）との間で、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを構築し、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報等を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っている。また、不正プログラムを利用したサイバー犯罪やサイバー攻撃による被害を防止するため、警察とウイルス対策ソフト提供事業者等との間で、「不正プログラム対策協議会」を設置するとともに、セキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者等と構成する「サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会」を設置し、情報窃取を企図したとみられる不正な通信の防止に資する情報を民間事業者等と共有することで、我が国の事業者等からの情報窃取に悪用されているとみられる不正なコンピュータへの通信の防止を図っている。

(4) 東京大会等に向けたサイバー攻撃対策の推進

過去のサイバー攻撃の発生状況を踏まえると、G20大阪サミット等や東京大会において、その妨害や情報窃取等を目的として、サイバー攻撃が発生する懸念があるため、警察では、サイバー攻撃対策を推進している。

既存の重要インフラ事業者等に加え、会議場をはじめとするG20大阪サミット等関係施設の管理者、東京大会の大会組織委員会、競技場をはじめとする大会関係施設等の大会関係事業者等と連携して、サイバー攻撃による被害の未然防止に努めている。各事業者等に対する個別訪問等を通じ、事案発生時における警察との連絡体制を確立するほか、各事業者等の保有するシステムの概要等を把握した上で必要な助言等を行うなど管理者対策を推進している。また、東京大会等に影響を及ぼすサイバー攻撃事案の発生を想定したシナリオに基づき、各事業者等と共同対処訓練を実施することにより、事態対処能力の強化を図っている。

第3章 警備実施

第1 G20大阪サミット、東京大会等をめぐる警備対策

平成30年4月10日、日本では初めての開催となるG20サミットが、平成31年（2019年）6月28日及び29日に大阪府において開催されることが閣議了解された。この首脳会合のほか、農業大臣会合が5月11日及び12日に新潟県で、貿易・デジタル経済大臣会合及び財務大臣・中央銀行総裁会議が6月8日及び9日にそれぞれ茨城県及び福岡県で、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合が6月15日及び16日に長野県で、労働雇用大臣会合が9月1日及び2日に愛媛県で、保健大臣会合が10月19日及び20日に岡山県で、観光大臣会合が10月25日及び26日に北海道で、外務大臣会合が11月22日及び23日に愛知県で、それぞれ開催される予定である。

また、同年には、第7回アフリカ開発会議が8月28日から30日までの間に神奈川県で、ラグビーワールドカップ2019が9月20日から11月2日までの間に12都道府県で、それぞれ開催が予定されている。

既に東京大会の開催まで2年を切っていることから、警察としても、同大会はもとより、G20大阪サミット等の各種国際イベントを見据え、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているほか、サイバー攻撃等の発生が懸念される中、総力を挙げて各種警備対策を着実に推進する必要がある。

1 政府における枠組み

(1) G20大阪サミット等

G20大阪サミット等に関しては、政府において、平成30年4月10日、内閣官房副長官（事務）を議長とするG20大阪サミット準備会議を設置した。同準備会議は、同年10月29日、政府として取り組むべきセキュリティ対策に関する施策について取りまとめた「G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針」を決定するなど、G20大阪サミット等の安全・円滑な開催の確保に万全を期するため、各種施策を推進している。

(2) 東京大会

東京大会に関しては、政府において、平成27年11月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定するなど、セキュリティ対策を含め、政府として講ずるべき施策に取り組んでいる。その一例として、テロ対策をはじめとするセキュリティ対策を政府一丸となって推進するため、26年10月に内閣危機管理監を座長とし、警察庁次長等を座長代理とするセキュリティ幹事会を設置するとともに、28年12月には、テロ対策及び災害対策を含めた警備対策とサイバーセキュリティのワーキングチームを設け、具体的な各種対策に取り組んでいる。同幹事会においては、29年3月に大会のセキュリティ確保に必要な基本的な考え方、総合的な態勢、主な対策、配意事項等を基本戦略として取りまとめ、さらに同年7月、警察庁にセキュリティ情報センターを設置した。

このほか、29年6月には、28年6月に改正された平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法に基づき、政府の取組状況について国会に報告し、これを公表している。

また、東京大会の前年に開催されるラグビーワールドカップ2019は、大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営が、東京大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることから、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法を踏まえ、政府として必要な支援に努めるとともに、セキュリティの万全と安全安心の確保等、東京大会と共通する施策について、連携して準備を進めている。

2 警察の取組

(1) G20大阪サミット等

G20大阪サミット等に関しては、警察庁では、G20大阪サミット等の開催に伴う警察措置の万全を期するため、平成30年4月2日、警察庁次長を長とするG20大阪サミット等警備対策推進室を設置した。また、首脳会合、外務大臣会合、財務大臣・中央銀行総裁会議の開催地をそれぞれ管轄する大阪府、

愛知県、福岡県の各府県警察がG20サミット対策課を、その他の関係閣僚会合の開催地を管轄する道県警察においても警備対策室を設置するなど、体制を構築し、G20大阪サミット等の開催の安全及びその円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、全国警察が一体となった総合的な警備諸対策を推進している。

警察では、種々の状況を想定した突発事案対処訓練や管区警察局単位等、可能な限り大規模な治安警備訓練等を行うなどして、警備実施に当たる部隊の練度向上を図っている。

また、テロ等違法行為を未然に防止するため、関係機関・団体、事業者等と緊密に連携し、水際対策、鉄道等の公共交通機関対策、重要インフラ対策等の警備諸対策を推進している。首脳会合の開催地を管轄する大阪府警察では、同年1月26日に官民一体となったテロ対策を推進するため設立された大阪府テロ対策パートナーシップ協議会等の場において、情報の共有と連絡体制の確立、関係機関との合同訓練の実施といった取組を推進している。

このほか、G20大阪サミット等警備においては、全国各地での検問や交通規制等を実施する必要がある。こうした取組は、国民生活に少なからず影響を及ぼすほか、テロや不審者等に関する情報提供等の協力を得るためにも、国民の理解と協力が不可欠であることから、警察では、ポスター、ホームページ、SNS等各種広報媒体を活用した積極的な情報発信を行うなどして、国民の理解と協力の確保に努めている。

(2) 東京大会

東京大会に関しては、警察庁では、平成26年1月、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室を設置し、同大会に向けた諸対策を進めてきたが、29年7月、同準備室を2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策推進室へと格上げし、30年4月には、同大会に関する各種対策の部門横断的な総合調整を図るため、長官官房審議官を新たに設置して体制を強化した。また、東京大会の警備の計画・運営段階において関係機関を主導する「シニア・セキュリティ・コマンダー」を警察庁次長が担うほか、警察庁に設置されたセキュリティ情報センターにおいて、同大会の安全に関する情報集約、リスク分析等を行っている。このほか、同年2月に開催された平昌

冬季オリンピック競技大会に幹部職員を派遣し、東京大会における各種警察措置の検討に資する警備状況等の視察を行った。また、ラグビーワールドカップ2019についても、東京大会に向けた一体的な取組として必要な警備諸対策を推進している。

警視庁では、26年1月、警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部（以下「対策本部」という。）を発足させるとともに、同年8月、東京大会を見据え、犯罪を更に減少させ、首都東京の治安に対する信頼感を醸成するため、犯罪対策の中・長期的な展望を示すものとして、「「世界一安全な都市、東京」実現のための警視庁ビジョン」を策定した。27年11月には、対策本部と同大会に協賛する企業が協力して情報交換や広報活動を行うことにより、同大会の「安全・安心」の実現に寄与することを目的とする「MPD-TOKYO2020 Sponsor Partnership (P3 TOKYO2020)」が設立された。警視庁は、同大会におけるテロ対策やサイバー攻撃対策等の課題について、大会の成功に向けてP3 TOKYO2020に参加する公式パートナー企業と協力した取組を行っている。また、29年7月から、大会関連施設が多数存在する湾岸エリアに機動隊員を派遣し、パトカーでの駐留警戒等を開始するなど、大会関連施設の安全確保のための対策を推進しているほか、最寄駅から競技会場入口までの観客移動ルートである「ラストマイル」の主要交差点等における防護柵やボラードの設置について関係機関と調整を進めるなど、競技会場外の安全確保のための取組を行っている。

第2 警衛・警護

1 警衛

平成30年中、天皇皇后両陛下は、第69回全国植樹祭御臨場（6月：福島県）、北海道150年記念式典御臨席（8月：北海道）、第73回国民体育大会御臨場（9月：福井県）、第38回全国豊かな海づくり大会御臨席（10月：高知県）のほか、地方事情御視察（3月：沖縄県）、平成30年7月豪雨災害による被災地御見舞（9月：岡山県、愛媛県、広島県）、北海道胆振東部地震による被災地御見舞（11月：北海道）等のため行幸啓になった。

皇太子同妃両殿下は、第29回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席（5月：滋賀県）、第100回全国高等学校野球選手権記念大会御臨場（8月：兵庫県）、第4回世界社会科学フォーラム開会式御臨席（9月：福岡県）、第33回国民文化祭・おおいた2018及び第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会御臨場（10月：大分）、第42回全国育樹祭御臨場（11月：東京都）等のため行啓になった。

海外へは、皇太子殿下がフランスを御訪問（9月）されたほか、ブラジル御旅行及び米国お立ち寄り（3月）になられるなど、皇族方が合計11回御訪問になった。

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御周辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。

また、同年10月12日、内閣に、内閣総理大臣を委員長とする天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会が設置されたことなどを受け、警察庁では同日、警察庁次長を長とする天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典警備対策推進室を設置し、警備諸対策を推進する体制を確立した。

2 警護

(1) 外国要人

平成30年中は、国賓としてベトナム国家主席夫妻（5月）、公賓として中国国務院総理（5月）、公式実務訪問賓客としてスリランカ大統領夫妻（3月）、スウェーデン国王王妃両陛下（4月）、サモア首相夫妻（5月）、ブル

キナファソ大統領夫妻（11月）がそれぞれ来日した。

関係都道府県警察では、所要の警護警備を実施し、外国要人の安全を確保した。

(2) 国内要人

安倍首相は、平成30年1月に首脳会談等のため欧州（エストニア、ラトビア、リトアニア、ブルガリア、セルビア及びルーマニア）を、同年2月に平昌冬季オリンピック競技大会の開会式出席等のため韓国を、同年4月に首脳会談等のため米国、中東（アラブ首長国連邦、ヨルダン、イスラエル及びパレスチナ自治区）を、同年5月に国際経済フォーラム出席等のためロシアを、同年6月に首脳会談及びG7シャルルボワ・サミット出席等のため米国及びカナダを、同年9月に東方経済フォーラム出席等のためロシア、国連総会出席等のため米国を、同年10月に首脳会談及びASEM首脳会合出席等のため欧州（スペイン、フランス及びベルギー）、首脳会談等のため中国を、同年11月にASEAN関連首脳会議及びAPEC首脳会議出席等のためシンガポール、オーストラリア及びパプアニューギニアを、G20ブエノスアイレス・サミット出席等のためアルゼンチンをそれぞれ訪問した。

警察では、関係国の警護当局との緊密な連携の下、的確な警護措置を実施し、首相の身の安全を確保した。

第3 自然災害等への対応

1 東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え

東日本大震災後に全国警察で推進された危機管理体制の再点検・再構築により、各都道府県警察では、警察災害派遣隊の中核となる広域緊急援助隊、緊急災害警備隊等の対処能力向上を図るため、それぞれの地域における地理的特性等を踏まえつつ、非常参集、救出救助や避難誘導等に係る各種災害警備訓練を実施している。

警察庁では、大規模地震や大雨・台風に伴って発生する土砂災害等、我が国における災害特性を踏まえ、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を近畿管区警察局及び警視庁に整備したほか、平成28年度から、大規模災害の対処能力強化に向けた取組として、効果的な部隊投入の決定等に資するために現地指揮所へと派遣する指揮支援班の運用を開始するとともに、29年には極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場での活動を主任務とする広域緊急援助隊特別救助班を4府県警察に新設した。また、自衛隊、消防等関係機関との意見交換や合同訓練等を通じて、災害対応に資する連携強化を図っている。

2 地震による被害

平成30年中は、震度5強以上の地震が4回発生した。地震による人的被害(10月31日現在)は死者46人、負傷者1,204人であった。

主な地震の概要及び警察措置については、次のとおりである。

(1) 地震の概要

ア 大阪府北部を震源とする地震

平成30年6月18日午前7時58分頃、大阪府北部の深さ13キロメートルを震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、大阪府大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市及び箕面市で震度6弱を記録した。これにより、死者5人、負傷者443人の被害が発生した。

イ 平成30年北海道胆振東部地震

平成30年9月6日午前3時07分頃、北海道胆振地方中東部の深さ37キロメートルを震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、北海道厚真町

で震度 7 を記録したほか、安平町とむかわ町で震度 6 強、札幌市の一部、千歳市等で震度 6 弱を記録した。これにより、死者 41 人、負傷者 749 人の被害が発生した。

(2) 警察措置

ア 大阪府北部を震源とする地震

震源地を管轄する大阪府警察では、警察本部長を長とする災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等による被害情報の収集、被災者の救出救助、安否不明者の捜索、パトカー等による警戒警ら等の活動を実施した。また、警察庁及び近畿管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

イ 平成30年北海道胆振東部地震

震源地を管轄する北海道警察では、警察本部長を長とする災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等による被害情報の収集、被災者の救出救助、安否不明者の捜索、パトカー等による警戒警ら、避難所における防犯指導・相談対応等の活動を実施した。また、警察庁においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

3 大雨による被害

平成30年中の大雨による人的被害（10月31日現在）は、死者223人、行方不明者9人、負傷者397人であった。とりわけ甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨の概要及び警察措置については次のとおりである。

(1) 平成30年7月豪雨の概要

平成30年6月28日以降、華中から日本海を通過して北日本に停滞していた前線は同年7月4日にかけて北海道付近に北上した後、同月5日には西日本まで南下してその後停滞した。また、同年6月29日に日本の南で発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、同年7月4日午後3時に日本海で温帯低気圧に変わった。この前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、同年6月28日から同年7月8日にかけて西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大

雨となった。この平成30年7月豪雨で死者221人、行方不明者9人、負傷者428人の被害が発生した。

(2) 警察措置

被害が集中した岡山県、広島県及び愛媛県では、警察本部長を長とする災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等による被害情報の収集、被災者の救出救助、安否不明者の捜索、パトカー等による警戒警ら、避難所における防犯指導・相談対応等の活動を実施した。また、警察庁、関係管区警察局及び関係道府県警察においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

4 台風による被害

平成30年中は、29個の台風が発生し、うち5個が日本に上陸し、16個が接近した。台風による人的被害（10月31日現在）は、死者19人、負傷者1,355人であった。主な台風の概要及び警察措置については、次のとおりである。

(1) 台風の概要

ア 台風第20号

台風第20号は、平成30年8月18日にトラック諸島近海で発生し、日本の南を北西に進み、同月23日午後9時頃に徳島県南部に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま北上し、兵庫県姫路市付近に再上陸した後、日本海に抜け、同月24日午後9時頃に秋田県沖で温帯低気圧に変わった。この台風第20号で負傷者33人の被害が発生した。

イ 台風第21号

台風第21号は、平成30年8月28日に南鳥島近海で発生し、日本の南を北西に進んだ後、同年9月3日には向きを北寄りに変え、同月4日正午頃に非常に強い勢力で徳島県南部に上陸した。その後、兵庫県神戸市に再上陸し、近畿地方を北に進み、日本海を北上し、同月5日午前9時頃に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。この台風第21号で死者14人、負傷者954人の被害が発生した。

ウ 台風第24号

台風第24号は、平成30年9月24日にマリアナ諸島近海で発生し、沖縄の

南を北西に進んだ後、急速に加速しながら、同月30日午後8時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、東日本から北日本を通過し、同年10月1日正午頃に日本の東で温帯低気圧に変わった。この台風24号で死者4人、負傷者213人の被害が発生した。

(2) 警察措置

警察庁及び関係都道府県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等による被害情報の収集、被災者の救出救助、安否不明者の捜索、パトカー等による警戒警ら等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

5 噴火による被害

平成30年中は、1月23日に草津白根山（本白根山）、3月1日に霧島山（新燃岳）等が噴火した。このうち、人的被害があった草津白根山における噴火の概要及び警察措置については、次のとおりである。

(1) 草津白根山における噴火の概要

平成30年1月23日午前10時02分頃、群馬県の草津白根山（本白根山鏡池付近）が噴火したことにより、気象庁は噴火警報（火口周辺）を発表し、噴火警戒レベルを1（活火山であることに留意）から3（入山規制）に引き上げた。この噴火により、死者1人、負傷者11人の被害が発生した。

(2) 警察措置

群馬県警察では、警察本部長を長とする災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等による被害情報の収集、被災者の救出救助、安否不明者の捜索等の活動を実施した。また、警察庁及び関東管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

6 各種感染症への対策

(1) 新型インフルエンザ等への対応

警察は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を

保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月に施行されたことを踏まえ、同年10月には、発生段階に応じ、警察庁及び都道府県警察が実施すべき、感染対策、水際対策の支援、医療活動の支援、社会秩序の維持、緊急事態措置に対する支援等を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、26年7月、国家公安委員会及び警察庁が限られた人員の中で、治安維持機能を継続できるよう必要な事項を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定した。各都道府県警察においても、知事部局等関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた行動計画を策定している。さらに、警察庁では、新型インフルエンザ等発生時の対処能力向上のため、25年度以降、年1回、政府全体訓練と連携した訓練を実施しており、各都道府県警察においても、関係機関、団体等と連携した訓練を実施している。

(2) その他国際的に脅威となる感染症への対応

平成26年3月以降、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）等の感染症が、国際社会にとって大きな脅威となっていることを受け、27年9月、関係行政機関の緊密な連携の下に、その効果的かつ総合的な推進を図るため、内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」が開催され、同閣僚会議の下に「国際的に脅威となる感染症対策推進チーム（構成員：警備局長）」、「国内検査・研究体制推進サブチーム（構成員：警備課特殊警備対策官）」等が設置された。

警察では、同閣僚会議において決定された、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針（27年9月）」及び「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（28年2月）」を踏まえ、関係機関が一体となって行う感染防止対策へ積極的に参画するとともに、情勢の変化に対応した体制の見直し、感染症対策に関する研修・教養、感染防護資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練、必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行い、対処能力の向上を図ることとしている。